

宮城県子どもの貧困対策計画

(令和3年度～令和7年度)

宮 城 県

目次

I	「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進体制.....	2
5	市町村との連携.....	2
6	関係団体等との連携.....	2
II	これまでの取組と今後の課題について	3
1	これまでの取組	3
2	現状と今後の課題.....	6
III	計画の基本理念等について	18
1	基本理念	18
2	施策推進に当たっての基本的な方針	19
3	持続可能な開発目標（SDGs）との関係	21
4	子どもの貧困に関する指標.....	23
IV	計画で推進する施策と主な事業	25
1	教育の支援.....	28
2	生活の安定に資するための支援	50
3	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	67
4	経済的支援.....	74
	参考資料	78

I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成28年に策定した「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、夢と希望を持って成長していくことができるよう、子どもの貧困対策に関する様々な施策を推進してきました。

この間、子どもの貧困に対する社会の認知が進み、本県でも、生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業が実施され、子ども食堂やフードバンクなどの取組が増えるなど、一定の支援の広がりが見られています。一方で、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、依然として厳しい状況が続いています。

国においては、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第41号)が成立し、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定され、地方公共団体による取組の充実が求められています。

本県では、東日本大震災により大きな被害を受けた家庭や地域の問題が、子ども達の育つ環境にも長期的な影響を与えていることが懸念されているところ、さらに今回の新型コロナウイルス感染症の発生により、ひとり親家庭などでは失業や収入の減少など厳しい状況に陥った家庭も多く、緊急時・非常時に特に大きな影響を受けやすい生活困窮世帯の子どもの支援の重要性についても改めて認識されました。

こうしたことから、令和2年度で終期を迎える現計画を改訂し、社会経済情勢の変化や地域の課題に対応する施策を盛り込んだ「宮城県子どもの貧困対策計画」(令和3年度～令和7年度)を新たに策定し、本県における子どもの貧困対策を総合的に推進するものです。

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき、「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案の上、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるもの。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

4 計画の推進体制

子どもの貧困対策は、児童福祉のほか、母子保健、生活困窮者支援、教育、雇用など各分野にまたがるものであり、部局横断的な取組が必要です。

このため、知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」や「宮城県子ども・子育て会議」において、施策の実施に関し意見などを聴取していきます。

5 市町村との連携

子どもの貧困対策は、住民に身近な市町村の役割が重要であり、それぞれの地域において実態やニーズの把握を行い、地域の実情に応じた支援体制の構築や施策の展開につなげていくことが効果的です。個別の子どもに関する情報の多くは市町村が保有することから、関係機関が情報を共有することで支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう、連携体制を整備する必要があります。

県としては、市町村による実態調査の実施と計画策定を支援するとともに、効果的な取組が他地域へも広がるよう研修会等を通じて情報共有するなど、地域における子どもの貧困対策事業の促進を図ります。

6 関係団体等との連携

子どもの貧困に関する個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応しているNPO等の活動は非常に重要であり、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や情報発信に努め、県として一層の連携を図るとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体のネットワーク体制の整備を支援します。

Ⅱ これまでの取組と今後の課題について

1 これまでの取組

平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受けて、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子ども達の成育環境の整備、教育を受ける機会の均等、生活の支援、保護者への就労支援など、総合的な取組が進められてきました。

本県でも、平成28年度から「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき取り組んでおり、子どもの貧困対策に資する各種事業のうち、主なものや新たな取組について以下のとおりまとめました。

1 教育の支援

- ・市町村で学習支援を行う「学び支援員」「学び支援コーディネーター」の配置を支援し、児童生徒の学習や交流の促進を図りました。
- ・不登校傾向など学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰を含めた社会的自立を目的とした「みやぎ子どもの心のケアハウス」を設置する市町村を支援しました。
- ・全公立中学校・県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校にも広域カウンセラーを派遣する体制を整備し、児童生徒の心のケアや教職員・保護者への助言等を行いました。
- ・家庭の養育環境も含めた多様な課題への対応を行うためスクールソーシャルワーカーの配置を進めました。
- ・全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、市町村が行う就学援助(学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等)について適切な実施と制度周知を図りました。
- ・東日本大震災で保護者を亡くした児童生徒等に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、奨学金を支給するとともに、令和元年度からは震災以外の要因で保護者を亡くした小・中学生に対しても奨学金を支給する制度(遺児等サポート奨学金)を開始しました。
- ・生活困窮世帯の児童生徒(小学4年生から高校3年生等(高校中退者含む))を対象に、学習支援や保護者への各種相談支援を実施しました。
- ・全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を円滑に実施できるよう、市町村を支援しました。

2 生活の支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもへの相談・支援を関係機関と連携して包括的・継続的に行いました。
- ・ひとり親家庭に対する支援情報を集約した冊子(ほっとブック)を作成・配布するなど情報発信の充実に努めました。
- ・地域のボランティアが子ども達や住民に無料または低額で食事を提供し、子どもが安心して過ごせる居場所や多世代交流の拠点にもなっている「子ども食堂」の活動を支援するため、立ち上げ講座やフォローアップ相談会、シンポジウムの開催、ホームページでの情報発信等を実施するとともに、新型コロナウイルスへの対応で緊急的に実施した食材配送等の経費や子ども食堂を再開するための衛生資材等の購入経費に対して助成を行いました。
- ・生活に困窮する方に食料支援を行う「フードバンク」の活動団体に対し補助金を交付し支援を行いました。
- ・児童養護施設等退所者又は里親委託を解除された者を対象に、自立後の生活や就業などについての相談支援、就学や生活に要する資金の貸付(5年間の就業等で返還免除)を行うことで、円滑な自立を支援しました。
- ・「里親等支援センター」を設置し、里親制度説明会、里親相互交流会、里親研修会等の開催や個別の相談対応を通じて、里親制度の普及と里親支援の充実に努めました。

3 保護者に対する就労の支援

- ・「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、就業支援のための相談や講習会、セミナー等を開催しました。
- ・ひとり親家庭の親の就職に有利な資格(看護師、保育士、介護福祉士等)の取得を促進するため、養成訓練の受講期間中の給付金の支給や入学準備金等の貸付(県内に5年間の就業で返還免除)を行い、自立を支援しました。

4 経済的支援

- ・児童扶養手当等の支給を着実に実施し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進を図りました。
- ・母子・父子家庭の医療費助成により、経済的負担の軽減と適切な受診機会の確保を図りました。

5 東日本大震災被災児童等への支援

- ・被災による経済的理由から就学が困難となった児童・生徒等について、保育料、授業料等の減免や助成等により、経済的負担の軽減と教育機会の確保を図りました。
- ・被災地の子どもへの心のケアを支援するため、児童精神科医や臨床心理士等を市町等に派遣し助言等を行ったほか、支援者の育成を目的とした研修会等を実施しました。

2 現状と今後の課題

県でも、「1 これまでの取組」に記載のとおり、各種事業の実施を通じ、一定の成果は見られたところですが、子どもの貧困についてはなお厳しい状況にあります。特に、新型コロナウイルス感染症の影響は、ひとり親家庭や以前から生活に余裕がなかった世帯で収入の減少など家計の悪化につながる場合が多く、今後も経過を注視していくとともに、必要な支援につなぐ体制の整備が求められます。

参考：子どもの貧困率について

【用語の解説】

『相対的貧困率』

一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額をいいます。算出方法は、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づいています。

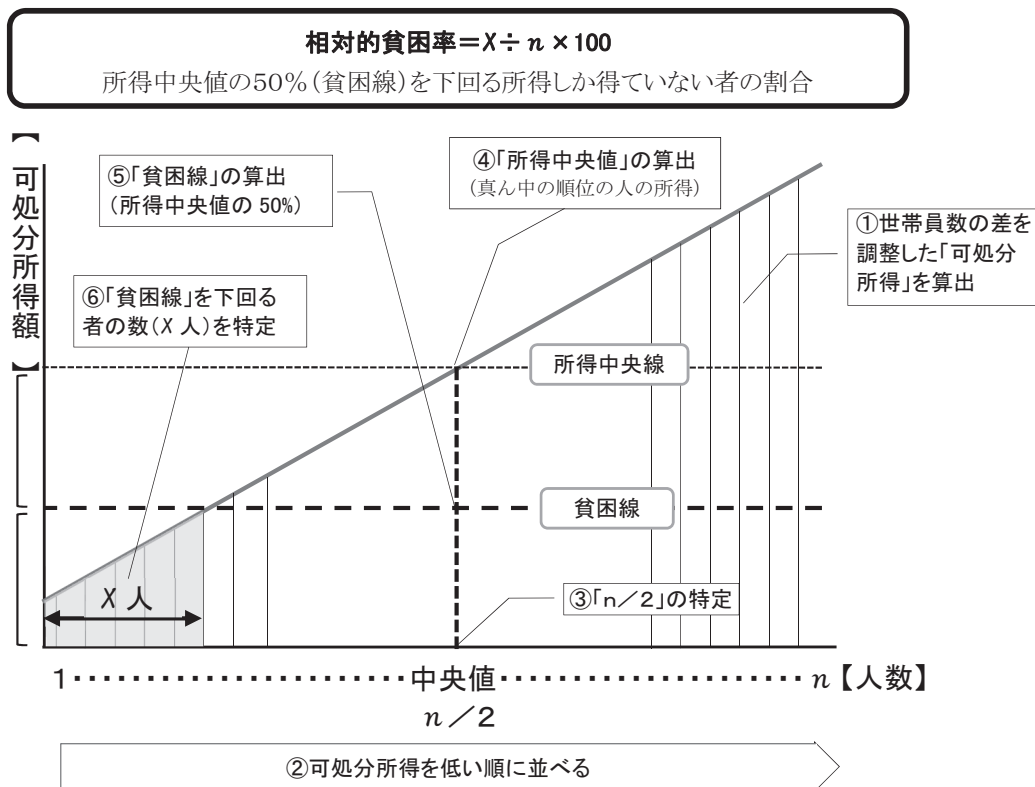
『子どもの貧困率』

子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

『子どもがいる現役世帯の貧困率』

現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

【相対的貧困率算出イメージ図】



2-1 子どもの貧困の現状について

1 子どもの貧困率

我が国の子どもの相対的貧困率は平成6年から上昇傾向にあり、平成24年には過去最高の16.3%を記録し、その後緩やかに減少しておりますが、平成30年は13.5%となりおおむね7人に1人が貧困の状況にあります。

平成30年の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.6%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が48.1%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

なお、OECDの新基準に基づき算出した「相対的貧困率」は15.8%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員13.2%、うち「大人が一人」の世帯員は48.2%、「大人が二人以上」の世帯員は11.3%と旧基準と比較し高い数値となっています。

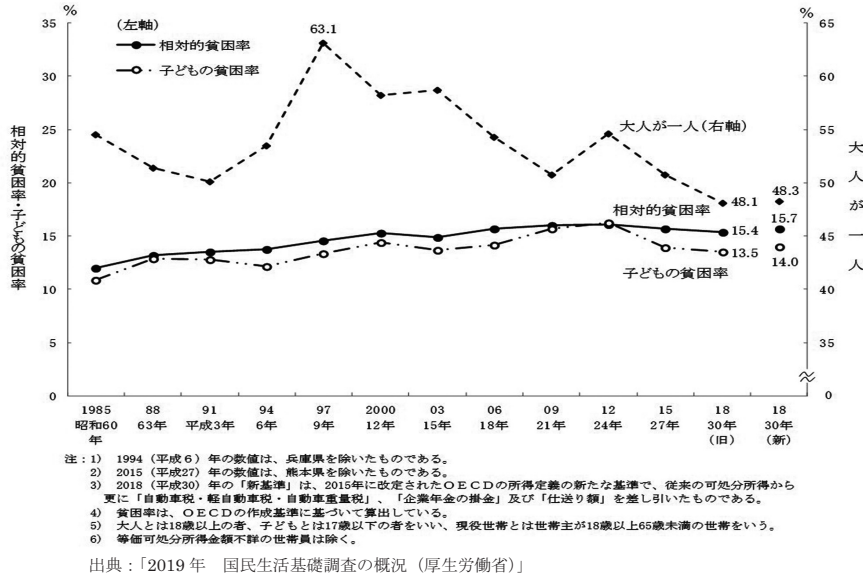
[全国] 貧困率の状況

年	昭和 60年	平成 9年	15年	21年	24年	27年	30年	(新基準) 30年
相対的貧困率	12.0%	14.6%	14.9%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.8%
子どもの貧困率	10.9%	13.4%	13.7%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯	10.3%	12.2%	12.5%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.2%
大人が一人	54.5%	63.1%	58.7%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.2%
大人が二人以上	9.6%	10.8%	10.5%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	11.3%
等価可処分所得(名目値)	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値(a)	216	297	260	250	244	244	253	245
貧困線(a/2)	108	149	130	125	122	122	127	122

出典:「国民生活基礎調査(厚生労働省)」

注1:大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

注2:平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。



- 「子どもの貧困率」は全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査、算出されており、都道府県別の数値は算出されていません。

2 生活保護世帯

(1)生活保護被保護人員数

県内に居住する生活保護被保護人員数については、全国的な傾向とは反対に年々増加傾向にあり、平成30年の被保護人員数は28,428人となっています。

一方で、20歳未満の被保護人員数については、平成25年以降年々減少し、平成30年には3,368人となっており、特に仙台市の減少幅が大きくなっています。

[宮城県]被保護人員数の推移

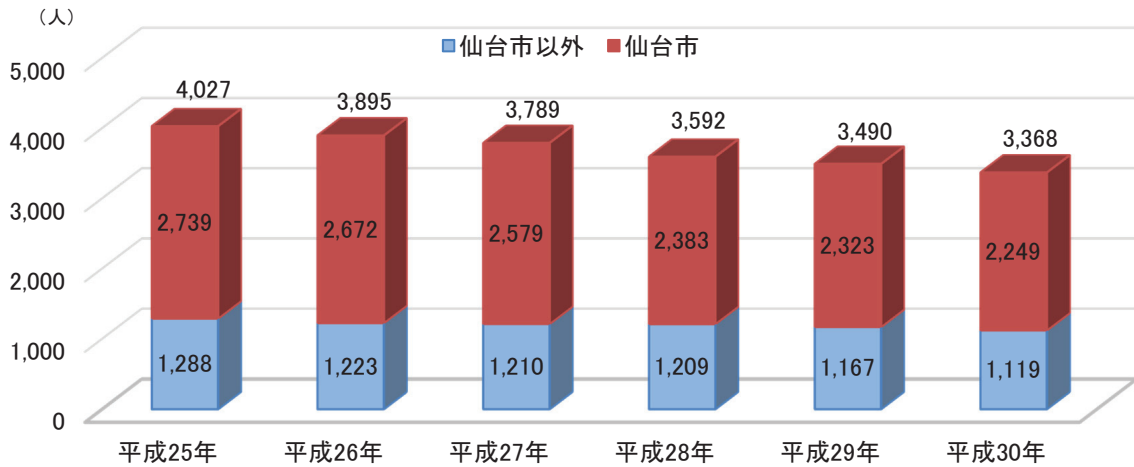
年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
宮城県	26,782 人	27,343 人	27,705 人	27,817 人	28,138 人	28,428 人
うち仙台市以外	9,765 人	9,931 人	10,080 人	10,346 人	10,497 人	10,658 人
うち仙台市	17,017 人	17,412 人	17,625 人	17,471 人	17,641 人	17,770 人
(参考)全国	2,123,257 人	2,127,602 人	2,127,841 人	2,110,340 人	2,096,029 人	2,068,958 人

[宮城県]20歳未満被保護人員数の推移

年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
宮城県 (対前年比)	4,027 人 (0.96)	3,895 人 (0.97)	3,789 人 (0.97)	3,592 人 (0.95)	3,490 人 (0.97)	3,368 人 (0.97)
うち仙台市以外 (対前年比)	1,288 人 (0.92)	1,223 人 (0.95)	1,210 人 (0.99)	1,209 人 (1.00)	1,167 人 (0.97)	1,119 人 (0.96)
うち仙台市 (対前年比)	2,739 人 (0.98)	2,672 人 (0.98)	2,579 人 (0.97)	2,383 人 (0.92)	2,323 人 (0.97)	2,249 人 (0.97)
(参考)全国	299,003 人	286,048 人	271,896 人	254,645 人	238,037 人	222,629 人

出典：「被保護者調査(厚生労働省)」 注：毎年7月31日現在

[宮城県] 20歳未満被保護人員数の推移



(2) 生活保護世帯における子どもの進学状況

県内の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は93.9%となっており、全国とほぼ同等ですが、県内の全卒業者の進学率と比較すると5.3ポイント低くなっています。

高等学校等卒業後の進学率は、専修学校等を含めると22.5%となっており、全国との比較では、県内のほうが13.9ポイント低くなりました。平成25年の数値では、県内の数値が全国と比べ9.5ポイント低くなっていましたが、より乖離が広がった結果となりました。

また、中退率については、全国と比較し2.0ポイント高くなっています。

[全国・宮城県] 生活保護世帯の子どもの進路の状況(中学校卒業後)

	宮城県	全国	(参考)宮城県全卒業者	(参考)全国全卒業者
進学率	93.9%	94.0%	99.2%	99.1%

出典:宮城県保健福祉部社会福祉課調べ(宮城県)、「令和元年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況(内閣府)」(全国)、「令和元年度学校基本調査(文部科学省,宮城県)」(宮城県・全国全卒業者)

注1:進学率は平成31年3月に中学校(中等教育学校の前期課程,特別支援学校の中学部を含む)を卒業した者のうち、その翌年度に高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)及び専修学校の高等課程に進学した者の割合(平成31年4月1日現在)。ただし、「宮城県・全国全卒業者」については、平成31年3月卒業者について令和元年5月1日現在のもの

注2:仙台市を含む

[全国・宮城県] 生活保護世帯の子どもの進路の状況(高等学校等卒業後)

	宮城県	全国	(参考)宮城県全卒業者	(参考)全国全卒業者
進学率	22.5%	36.4%	70.1%	74.7%
中退率	6.3%	4.3%	1.5%	1.3%

出典:宮城県保健福祉部社会福祉課調べ(宮城県)、「令和元年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況(内閣府)」(全国)、「令和元年度学校基本調査(文部科学省,宮城県)」(宮城県・全国全卒業者)、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」

注1:進学率・就職率は平成31年3月に高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)及び専修学校等を卒業した者のうち、進学した者の割合(平成31年4月1日現在)。ただし、「宮城県・全国全卒業者」については、平成31年3月卒業者について令和元年5月1日現在のもの

注2:中退率は平成30年4月の在籍者のうち当該年度中に中退した者の割合。ただし、「宮城県・全国全卒業者」については、平成31年4月における国公立高等学校在籍者のうち中退した者の割合

注3:仙台市を含む

3 ひとり親世帯

(1) ひとり親世帯数

ひとり親世帯数(仙台市を除く)については、平成30年8月現在、13,477世帯となっています。そのうち母子世帯は12,063世帯となっており、全体(養育者世帯を除く)の90.1%を占めています。また、平成25年度と比べ、母子世帯で1,041世帯、父子世帯で315世帯の減少となっています。

[宮城県]ひとり親世帯数の推移

	平成22年度	平成25年度	平成30年度
母子世帯	12,006世帯	13,104世帯	12,063世帯
父子世帯	919世帯	1,638世帯	1,323世帯
養育者世帯	118世帯	136世帯	91世帯
合計	13,043世帯	14,878世帯	13,477世帯

出典:「平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」、「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」、「平成22年度宮城県母子世帯等実態調査(宮城県)」

注1:平成30年度は8月1日現在の世帯数,その他の年度は5月1日現在の世帯数

注2:仙台市を除く

(参考)[仙台市]ひとり親世帯数

	平成15年度	平成20年度	平成27年度
母子世帯	11,132世帯	13,091世帯	8,348世帯
父子世帯	1,800世帯	1,978世帯	1,154世帯
養育者世帯	-	-	-
合計	12,932世帯	15,069世帯	9,502世帯

出典:「平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」、「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」、「平成22年度宮城県母子世帯等実態調査(宮城県)」

注:平成15年度は平成15年5月1日現在,平成20年度は平成21年2月1日現在の世帯数,平成27年度は10月1日現在の世帯数(国勢調査結果)

【用語の解説】

『母子世帯』

配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯(母子以外に他の同居者がある場合を含む。)

『父子世帯』

配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている20歳未満の児童からなる世帯(父子以外に他の同居者がある場合を含む。)

『養育者世帯』

父母のいない児童とその児童を現に扶養している養育者からなる世帯

(2) ひとり親世帯の収入状況

母子世帯については、年間収入が「200～300万円未満」となっている世帯の割合が25.4%と最も高く、次いで、「100～200万円未満」15.1%、「300～400万円未満」14.0%の順となっており、『収入なし～300万円未満』で約半数の44.8%を占めています。

II これまでの取組と今後の課題について

父子世帯については、「300～400万円未満」及び「600万以上」が20.8%と最も高く、次いで、「400～500万円未満」16.0%、「200～300万円未満」13.7%、「500～600万円未満」7.5%の順となり、母子世帯と比較し収入が高い傾向が伺えます。

[宮城県]ひとり親世帯 世帯種別年間収入の状況(平成30年) (%)

	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上	収入なし	無回答
母子世帯 (n=563)	3.6	15.1	25.4	14.0	9.4	6.4	7.1	0.7	18.3
父子世帯 (n=212)	3.3	3.3	13.7	20.8	16.0	7.5	20.8	0.9	13.7
養育者世帯 (n=26)	7.7	11.5	11.5	23.1	7.7	3.8	15.4	0.0	19.2

出典:「平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」

注1:「年間収入」はボーナス、児童扶養手当、年金、養育費、仕送り等臨時収入を含む全世帯員の合計額

注2:仙台市を除く

【参考】

全国の平成30年における各種世帯所得金額(出典:国民生活基礎調査(厚生労働省))

世帯種別	全世帯 (平均値)	全世帯 (中央値)	児童のいる世帯 (平均値)	母子世帯 (平均値)
所得額 (万円)	552.3	437.0	745.9	306.0

(3)ひとり親世帯の就労形態

母子世帯では「常時雇用者」が45.3%となる一方で、「臨時雇用者(パート含む)」が33.0%、「無職」が9.9%、「労働者派遣事業所の派遣社員」が4.8%と続き、これらを合わせると47.7%と約半数を占めます。

父子世帯では「常時雇用者」が69.3%、「自営業」が12.3%となっており、これらをあわせると8割強となります。

[宮城県]ひとり親世帯の就労形態の状況(平成30年) (%)

	自営業	常時雇用者 (正規の職員・従業員)	臨時雇用者 (パートを含む)	労働者派遣 事業所の派 遣社員	会社などの 役員	家事手伝い (家族従業者)	内職	その他	無職	無回答
母子世帯計 (n=563)	3.0	45.3	33.0	4.8	0.5	0.2	0.7	1.4	9.9	1.1
父子世帯計 (n=212)	12.3	69.3	5.7	0.9	3.3	0.0	0.9	1.4	4.7	1.4
養育者世帯計 (n=26)	11.5	38.5	11.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.6	3.8

出典:「平成30年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」

注1:平成30年11月1日現在

注2:仙台市を除く

注3:「臨時雇用」にはパートを含む

4 児童養護施設入所児童等

(1) 児童養護施設入所児童の進路の状況

高等学校卒業後の進路については、平成27年度から平成30年度にかけての平均就職率が約70%であり、専修学校等を含めた進学率の4ヵ年平均値である約23%と比較すると、非常に高い数値となっています。

なお、県内の高等学校等卒業生全体の大学等と専修学校等への進学率は、平成30年度において約70%（学校基本調査）となっており、児童養護施設入所児童の高等学校卒業後の進学率はこれを大幅に下回っています。

[宮城県] 児童養護施設入所児童の高等学校等卒業後の進路

	高等学校等 卒業児童数	進学				就職		その他	
		大学等		専修学校等		人数	割合	人数	割合
		人数	割合	人数	割合				
H30 年度	27 人	2 人	7.4%	5 人	18.5%	18 人	66.7%	2 人	7.4%
H29 年度	17 人	2 人	11.8%	4 人	23.5%	11 人	64.7%	0 人	0.0%
H28 年度	12 人	0 人	0.0%	2 人	16.7%	9 人	75.0%	1 人	8.3%
H27 年度	19 人	1 人	5.3%	2 人	10.5%	14 人	73.7%	2 人	10.5%

出典: 宮城県

注1: 当該年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、次年度の5月1日現在の進路

注2: 仙台市内の施設を含む

5 就学支援等の状況

(1) 就学援助(要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数)の推移について

学校教育法に基づき実施する就学援助の受給対象となっている要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計は、令和元年度において18,406人となっており、全児童生徒数に対する割合(受給率)は10.79%となっています。

要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び受給率は、平成25年度から減少傾向にありましたが、令和元年度は準要保護児童生徒数が増加したため、受給率が上昇しています。

[宮城県] 要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全児童生徒数(ア)	180,595 人	178,109 人	175,645 人	173,138 人	170,516 人
要保護児童生徒数(a)	2,109 人	1,984 人	1,822 人	1,719 人	1,566 人
準要保護児童生徒数(b)	17,589 人	17,146 人	16,823 人	16,400 人	16,840 人
小計(c=a+b)	19,698 人	19,130 人	18,645 人	18,119 人	18,406 人
就学援助受給率(c/ア)	10.91%	10.74%	10.62%	10.47%	10.79%

出典: 宮城県教育委員会

2-2 活動団体や当事者のヒアリングから

計画の改訂にあたり、県内で子どもの貧困対策に関連した取組を実施している活動団体や当事者からのヒアリングを行いました。その概要は以下のとおりです。

1 東日本大震災の影響

○家庭の孤立を防ぐ

現時点では被災の影響が明確なケースは少ないものの、保護者の精神的な不安定さや経済基盤の弱さなどの課題が継続していたり、深刻化している家庭があります。また、支援につながらず孤立した家庭では事態が悪化する一方、支援につながった家庭では状況が改善したり、再び問題が生じた際にも支援につながりやすいという報告もありました。

被災時に中・高生だった世代が親になる時期となっていますが、十分なケアを受けられないまま大人になり、子育てに直面する中で困難を抱えたり、親族の手助けが受けられず地域とのつながりも途切れたまま孤立感が強くなるといった懸念が支援者から聞かれています。

○中長期的な支援の必要性

保護者の精神的な不調やアルコール依存症など問題が深刻化してしまうと、経済的な困窮にもつながりやすく、子どもにも十分に手をかけられなくなるおそれがあるなど、「子どもの貧困」の問題にも関わってきます。震災から10年が経過する区切りを迎え、これまでの被災者支援から通常の支援業務へとシフトしていくことが見込まれますが、生活の実態が分からないまま支援が切れてしまうことのないよう、丁寧な見守りや相談対応を今後も継続していくことが必要です。

○被災者支援の経験を地域の財産として

震災時の支援活動がきっかけで、地域に団体が立ち上がり、子どもの居場所づくりなど子どもの貧困対策につながる取組を継続している団体も多いことから、そうした団体を大切な社会資源として地域で支え、協働していくことが求められます。

2 新型コロナウイルス感染症の影響

○ひとり親家庭に深刻な影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済状況にも深刻な影響を与えています。雇用形態の変更や収入の減少などの影響があった家庭も多く、学校の臨時休業時は食費など支出も増えました。ひとり親家庭、特に母子家庭では、その影響を受けやすく、臨時特別給付金の支給など対応がされましたが、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

○食を通じた支援の有効性

生活に困窮する家庭からのSOSを受けて、これまで子ども食堂を開催していた団体やフードバンクなどが、食料などを配布したり宅配する取組が県内でも実施され、そうした活動を支援する助成金や補助金も設けられました。活動団体は、食料を配るだけではなく、支援につなぐきっかけとなるような様々な工夫をしています。情報が届きにくい家庭に支援の情報を届けたり、家庭の状況を把握したり、アンケートで当事者の声を集めるなど、付随した成果も現れており、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに広がった食料の配布は、家庭の見守りや支援へつなげる入り口として有効な手法との手応えが活動団体からも多く聴かれました。しかし、食材配送や宅配は人手も経費もかかることから、事業として継続していくための仕組みについて検討が必要です。

3 自立に向けた状況について

○児童養護施設等退所後の支援

児童養護施設等から自立する子ども達の状況については、高等教育の無償化や自立支援資金の貸付、退所後のアフターケアを行う社会的養護自立支援事業など制度が整ってきたこと、里親や地域小規模児童養護施設が増え、家庭的な環境で生活できるようになってきたことなど、改善されている点も多くあります。しかし、生活面も含め自立の準備が十分ではない子ども達もいることから、施設入所中からの社会生活訓練や、退所後もアフターケアが行えるような人材の確保、見守りを受けながら自立に向け生活体験を積める「ステップハウス」の整備を求める声もありました。

○保護者に対する支援

生活困窮世帯の保護者については、心身の不調を抱えながらダブルワーク・トリプルワークといった厳しい就労環境にある方もいるという声がありました。保護者の忙しさや

余裕のなさは子どもの成育環境にも影響を与えることから、安定した就労に向けた支援が求められます。関係団体からは、自立支援の各種制度を活用しながら就職につながった事例も聞かれましたが、そうした制度につながらないケースや様々な制約から厳しい状況が続いているケースもありました。

また、住居の確保は自立に当たっても重要であり、子どもの成育環境にも大きな影響を与えることから、入居に当たっての支援や、住居を失うおそれがある場合の早期の支援が必要との意見が聞かれました。

どのような環境にあっても子ども達が安心して安全に生活できるよう、地域の様々な機関が重層的に関わっていくことが大切だという認識を持っている団体が多くありました。

4 地域の現状と目指す将来像について

○地域間の格差の解消を

地域の多様な機関が連携し、役割分担しながら、支援に取り組んでいる地域がある一方、連携や情報共有などに課題があり、具体的な支援を行う地域資源も乏しい地域があるなど、地域差が大きいという複数の意見がありました。このことから、意識啓発や情報共有、研修等を通じた質の向上、活動団体の掘り起こしなど、県全体での底上げが必要と考えています。

○困難を抱える家庭や子どもが頼れる場を身近な地域に

関係団体へのヒアリングを通じて得られた目指すべき将来像としては、どこで暮らしていても子ども達が安心して生活できるよう、それぞれの地域に、子どもや家庭の困り事に気付き必要な支援につなぐことができる場が身近にあること、様々な機関が情報共有と役割分担をしながら、同じ方向性を持って重層的な支援体制が整備されていることが求められています。

5 子どもたちからの意見について

○信頼できる大人が存在することの重要性

子どもたちは、学校や児童養護施設等での生活、進路選択などで様々な悩みを抱えています。そのような時に信頼できる大人が存在するかどうか重要です。子どもたちからは、信頼できる大人が周囲にいて、悩みを話しやすくなる、何かあったら頼ることができるという安心感につながるという声がありました。

○児童養護施設退所後の支援(子どもたちの視点から)

退所後のアフターケアの重要性については、支援団体からのヒアリングでも課題と認識されておりましたが、子どもたちも、自分たちが施設を退所した後のことについて不安に思っている子が多く見られました。そのため、返還不要の給付型奨学金制度や、様々な支援制度の活用について相談できるワンストップの窓口があると良いなどの意見が聴かれました。

○自分の考えを表明することについて

子どもが自分の考えを自由に表明できることは、子どもの権利擁護の観点からも大切にされなければなりません。今回話を伺った子どもたちからは、自分の意見は大切にされていると感じている子が多かった一方で、助けを求める声を上げることが出来る環境整備や、子どもの意見をもっと聴いて欲しい、意見を言えるような場を用意して欲しいといった声もありました。

【参考】ヒアリング実施団体

団体名	関連分野
特定非営利活動法人せんだいこども食堂	子ども食堂 等
特定非営利活動法人アスイク	学習・生活支援 等
特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ	社会的養護自立支援 等
社会福祉法人ロザリオの聖母会	児童養護施設
社会福祉法人キリスト教育児院	児童養護施設・里親支援センター等
社会福祉法人宮城県福祉事業協会	母子生活支援施設
一般社団法人フードバンクいしのまき	フードバンク
一般社団法人パーソナルサポートセンター	生活困窮者自立支援
一般社団法人気仙沼あそびーばーの会	子どもの遊び場・居場所づくり 等
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	被災地支援 子どもの貧困対策 等

【参考】

特定非営利活動法人アスイクが支援しているひとり親家庭の保護者等を対象に行ったアンケート調査で寄せられた主な意見

(調査日：令和2年10月28・29日 回答件数41件)

○経済的支援について

- ・児童扶養手当の増額 特に二人目以降
- ・教育費の支援（部活動の経費，塾代，高校入学・通学・大学進学にかかる費用 等）
- ・家賃や食費・光熱費への支援（減免等）
- ・各市町村によって違う医療費助成の対象年齢の拡大

○子育て支援について

- ・子どもを預けられる場所を増やしてほしい
- ・不登校への支援（フリースクールなど居場所や学習機会の確保，相談窓口など）
- ・子どもが勉強しない，学校の勉強についていけないなど，学習への支援

○その他

- ・職業訓練支援の強化
- ・職場の休暇が取りづらい。上司や雇用主の理解が得られない。

Ⅲ 計画の基本理念等について

1 基本理念

子どもたちは私たちの希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。そして、子どもたちが自らの能力や可能性を最大限発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、本県県民全ての願いでもあります。

一方、いじめや不登校、学力不振、虐待等、子どもを取り巻く様々な問題の背景に貧困問題があることも多く、子どもの貧困対策は、地域や社会全体で対応すべき喫緊の課題です。貧困の状況にある家庭の子どもたちが、その能力や可能性を発揮する機会を失い、貧困が連鎖してしまうことは、社会的損失にもつながることから、子育てや貧困を家庭のみの責任とすることなく、子どものことを第一に考え、子どもの権利を保障するための支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

また、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、今なお地域や家庭に影響を残しており、その中で育つ子どもたちへの配慮と長期的な視点に立った支援の継続が求められます。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症への対応は、特に貧困の状況にある家庭に大きな影響をもたらしたことから、緊急時・非常時に困難な環境にある子どもたちをいかに支えるか、地域社会全体で備えていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、現在から将来にわたって、どのような環境にある子どもたちも、希望に満ちた輝く未来を心に描き、笑顔で暮らすことができる社会の構築を目指し、計画の基本理念を次のように設定します。

基本理念

**みやぎの子どもたちが、生まれ育った環境に左右されず、
現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長し
ていくことができる地域社会の実現を目指します。**

2 施策推進に当たっての基本的な方針

本計画では、以下の3点を基本的な方針として、貧困の連鎖を断ち切るため、子どもの貧困対策の各施策を推進します。

(1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないでいく必要があります。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校へと、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。さらに、進学した後も、中途退学により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが求められます。

そのため、保護者の就労・生活支援、妊産婦への支援、保育施設や学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援等、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報共有と連携の促進を図ります。

(2) 支援が届かない、届きにくい子ども・家庭への配慮

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。各種支援制度を実効あるものにするためには、①子どもたちや家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる身近な場所がある、②自ら声を上げられない場合にも、周囲が気づき、必要な支援につなぐ、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といった体制も求められます。

支援が必要な人を早期に把握し、支援を届けるためには、地域の身近な相談先の確保、学校を窓口とした福祉部門との連携、訪問型支援の充実、メールやSNSを活用した相談窓口など、様々な「つなぎ役」が用意されていることが必要です。

(3) 地域における取組の充実

子どもの貧困対策の推進のためには、国、県、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要がありますが、中でも住民に身近で、個別の子どもや家庭に関する情報を多く保有する市町村の役割は重要です。

市町村が、地域の実態やニーズ、資源の把握を行い、その結果に基づき計画を策

定し、地域の実情に応じた支援体制の構築や施策の展開につなげていくことが効果的と考えます。

地域における子どもの貧困対策の取組は、進んでいる地域とそれ以外で格差が拡大しているとの指摘もあり、生まれた地域によって子どもの将来が異なることがないように、県全体として対策の底上げを図る必要があります。

県としては、子どもの貧困対策の必要性についての普及啓発や、関係機関の連携体制の整備、効果的な取組を広域展開していくための情報共有などにより、地域における取組を支援していきます。

3 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

平成27(2015)年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は、2030年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、ジェンダー平等といった17のゴールと169のターゲット(ゴールごとの詳細な方向性)から構成される「世界共通の目標」です。

令和3(2021)年度から10年間の県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」では、SDGsの内容を理念や施策に反映し、取組を進めて行くこととしています。

「誰一人取り残さない」という考えや、自治体や企業、住民などあらゆる主体・関係者の参画を重視するといったSDGsの特徴は、子どもの貧困対策を進める上でも共通するものであり、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール4「質の高い教育をみんなに」をはじめとした多くのゴールが関連しています。

SDGsの達成に向けて取り組むことが、「誰一人取り残さない」持続可能な宮城、日本、世界を創り出すことにつながっていきます。子どもの貧困対策の推進に当たっても、多様な主体とSDGsを共通目標としながら、連携・協働の取組を促進していきます。



【参考】

SDGsの 17 のゴールと 169 のターゲットのうち、子どもの貧困対策と関連のある主なものを紹介します。

ゴール	ターゲット
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1.2 2030 年までに、各国で定められたあらゆる面で貧困状態にある全年齢の男女・子どもの割合を少なくとも半減させる。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年層の死亡率を予防や治療により 3 分の 1 減らし、心の健康と福祉を推進する。</p> <p>3.5 麻薬・薬物乱用や有害なアルコール摂取の防止や治療を強化する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4.2 2030 年までに、すべての少女と少年が、初等教育を受ける準備が整うよう、乳幼児向けの質の高い発達支援やケア、就学前教育を受けられるようにする。</p> <p>4.3 2030 年までに、すべての女性と男性が、手頃な価格で質の高い技術教育や職業教育、そして大学を含む高等教育を平等に受けられるようにする。</p> <p>4.4 2030 年までに、就職や働きがいのある人間らしい仕事、起業に必要な、技術的・職業的スキルなどの技能をもつ若者と成人の数を大幅に増やす。</p> <p>4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民、状況の変化の影響を受けやすい子どもなど、社会的弱者があらゆるレベルの教育や職業訓練を平等に受けられるようにする。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5.1 あらゆる場所で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の差別をなくす。</p> <p>5.2 人身売買や性的・その他の搾取を含め、公的・私的な場で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の暴力をなくす。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての女性と男性にとって、完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を実現し、同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8.6 2020 年までに、就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の人々の所得の伸び率を、国内平均を上回る数値で着実に達成し維持する。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力、そして子どもの拷問をなくす。</p>
 <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>17.1 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略にもとづき、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励し、推進する。</p>

※日本語訳は「SDGs とターゲット新訳」制作委員会の「SDGs とターゲット新訳」より

4 子どもの貧困に関する指標

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する39の指標を設定しています。

本計画においても、本県の子どもの貧困の状況把握を行うとともに、全国との比較を行うため、県として把握できる23の指標について継続的に確認し、今後の施策推進に係る参考とします。

また、本計画の独自の指標として、令和元年6月の法改正で努力義務化された「子どもの貧困対策計画」策定市町村数と、地域における取組の広がりを測るため「子ども食堂の数」を加え、合計25の指標とします。

子どもの貧困に関する指標		宮城県		(参考) 全国		
		数値	備考	数値	備考	
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.9%		94.0%		
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3%	H31.4.1 現在	4.3%	H31.4.1 現在	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	22.5%		36.4%		
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後		100%		R元.5.1 現在
5		高等学校卒業後	25.9%	28.3%		
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)	73.8%	H30.11.1 現在	81.7%	H28.11.1 現在	
7	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後		97.3%		95.9%
8		高等学校卒業後		56.4%		58.5%
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.5%	R元年度	1.3%	R元年度	
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数	940人		42,882人		
11	スクールカウンセラーの配置率	小学校	100%	H30年度	H30年度	
12		中学校	100%			89.0%
13	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で書類を配付している市町村の割合)	48.6%	R元年度	69.4%	H30年度	

子どもの貧困に関する指標			宮城県		(参考) 全国	
			数値	備考	数値	備考
14	新入学児童生徒 学用品費等の入 学前支給の実施 状況	小学校	88.6%	R 元年度	73.7%	R 元年度
15		中学校	88.6%		78.9%	
16	ひとり親家庭の 親の就業率	母子家庭	89.0%	H30. 11. 1 現在	80.8%	H27 年度
17		父子家庭	93.9%		88.1%	
18	ひとり親家庭の 親の正規の職員・ 従業員の割合	母子家庭	45.3%		44.4%	
19		父子家庭	69.3%		69.4%	
20	ひとり親家庭の うち養育費につ いての取り決め をしている割合	母子世帯	57.1%	H30. 11. 1 現在	42.9%	H28 年度
21		父子世帯	21.9%		20.8%	
22	ひとり親家庭で 養育費を受け取 っていない世帯 の割合	母子世帯	72.0%		69.8%	
23		父子世帯	95.6%		90.2%	
県独自の指標			現況値	備考	目標値	備考
24	「子どもの貧困対策計画」策定 市町村数		7 市町村	R2. 4. 1 現在	35 市町村	R 7 年度末
25	子ども食堂の数		70 箇所	R2. 11 現在	200 箇所	R 7 年度末

IV 計画で推進する施策と主な事業

【施策・取組の体系表】

1 教育の支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上……………28
 - ① 幼児教育・保育の無償化
 - ② 幼児教育・保育の質の向上
- (2) 学校を窓口とした総合的な対応……………29
 - ① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等による相談支援体制の構築
 - ② 学校教育による学力保障
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援……………33
 - ① 高校中退の予防のための取組
 - ② 高校中退後の支援
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供……………36
 - ① 高等教育の修学支援
- (5) 特に配慮を要する子どもへの支援……………36
 - ① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援
 - ② 特別支援教育に関する支援の充実
- (6) 教育費負担の軽減……………38
 - ① 義務教育段階の就学支援の充実
 - ② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
 - ③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
 - ④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- (7) 地域における学習支援等……………42
 - ① 地域学校協働活動における学習支援等
 - ② 生活困窮世帯等への学習支援
- (8) 東日本大震災被災児童等への支援……………43
 - ① 福祉関連機関との連携による支援
 - ② 就学支援
- (9) その他の教育支援……………47
 - ① 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
 - ② 多様な体験活動の機会の提供

2 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠・出産期, 子どもの乳幼児期における支援……………50
 - ① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
 - ② 困難を抱えた女性への支援
- (2) 保護者の生活支援……………51
 - ① 保護者の自立支援
 - ② 保育等の確保
 - ③ 保護者の育児負担の軽減
- (3) 子どもの生活支援……………54
 - ① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
 - ② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援
 - ③ 食育の推進に関する支援
- (4) 子どもの就労支援……………57
 - ① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援
 - ② 高校中退者等への就労支援(再掲)
 - ③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援
 - ④ 子どもの社会的自立の確立のための支援
- (5) 住宅に関する支援……………60
- (6) 児童養護施設退所者等に関する支援……………62
 - ① 家庭への復帰支援
 - ② 退所等後の相談支援
- (7) 支援体制の強化……………63
 - ① 児童家庭支援センターの相談機能の強化
 - ② 社会的養護の体制整備
 - ③ 市町村等の体制強化
 - ④ ひとり親支援に係る相談体制の充実
 - ⑤ 相談職員の資質向上
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援……………65

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- (1) 職業生活の安定と向上のための支援……………67
 - ① 所得向上策の推進, 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- (2) ひとり親に対する就労支援……………68
 - ① ひとり親家庭の親への就労支援
 - ② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立(再掲)
 - ③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援
- (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援……………71
 - ① 就労機会の確保
 - ② 親の学び直しの支援
 - ③ 非正規雇用から正規雇用への転換

4 経済的支援

- ① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- ② 養育費の確保の推進
- ③ 教育費負担の軽減(再掲)

1 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な発達や親の子育て環境にも大きな影響を与えることから、幼児教育・保育の無償化を着実に実施するとともに、人材育成や処遇改善等を進め、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を図ります。

① 幼児教育・保育の無償化

【基本的な方向性】

- 令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施し、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、各種取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立幼稚園預かり保育等推進事業補助(私学・公益法人課)	私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図るため、私立幼稚園等における預かり保育等に係る経費について、設置者に対して補助を行う。 〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立を除く)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園 【実施主体:県】
認定こども園設置促進事業(子育て社会推進室)	幼児教育と保育を一体的に提供し、保護者の就労状況によらず子どもを預かることができる認定こども園を増やすため、施設整備や職員確保等に対する経費を補助する。 【実施主体:県】
施設型給付費・地域型保育給付費負担金(子育て社会推進室)	市町村長が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に児童を入所させた場合に、当該特定教育・保育等に要する費用の負担軽減を図る。なお、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始されている。 【実施主体:国・県・市町村】
施設等利用給付費(私学・公益法人課ほか)	幼稚園や保育所等の利用料を一部無償化し、利用者の経済的負担の軽減を図る。 【実施主体:国・県・市町村】

② 幼児教育・保育の質の向上

【基本的な方向性】

- 研修の充実などにより、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の専門性を高めキャリアアップを支援し、保育者の資質向上を図ります。
- 保幼小合同の研修や幼児教育アドバイザーの派遣等を行い、幼児教育施

設における幼児教育・保育の質の向上を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
保育士等キャリアアップ研修事業 (子育て社会推進室)	保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修を実施します。 【実施主体: 県】
幼稚園等新規採用教員研修、幼稚園中堅教諭等資質向上研修(教職員課)	公立の幼稚園・幼保連携型認定こども園の幼稚園教諭・保育教諭を対象として、新規採用教員研修や中堅教諭等資質向上研修を実施し、経験年数に応じて求められる資質能力の向上を図る。 【実施主体: 県・市町村】
「学ぶ土台づくり」普及啓発事業 (教育企画室)	保幼小合同の研修や幼児教育アドバイザーの派遣等により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るなど、幼児教育施設における教育・保育の内容面の質の向上を図る。 【実施主体: 県】

(2) 学校を窓口とした総合的な対応

児童等の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図り、支援を必要とする子どもの早期把握や家庭環境に左右されることなく学力が保障されるよう、各種取組を推進します。

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等による相談支援体制の構築

【基本的な方向性】

- 不登校や非行、いじめ、児童虐待など、社会環境の変化や震災による環境変化等を背景に児童生徒が抱える様々な課題は益々複雑化・深刻化しています。そこで、関係機関や家庭と連携を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に結びつけるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教員の相談に応じるとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整や、不登校生徒への支援を行う私立高校への経費補助など、児童生徒等の課題解決に向けた体制整備を充実・強化していきます。
- 児童生徒の様々な課題に対する適切な対応や、被災児童等に対する心のケア、教職員の加配や退職教員等の活用を図るほか、専門家の派遣等により生徒指導、学校保健、非行防止等の面からも対応の充実を図るなど、学校における人的体制をより一層強化していきます。
- 不登校・発達支援相談室を設置し、専門の相談員による来所・電話相談などを行い、課題等に対する早期発見・早期対応を図るなど相談体制の充実

- を図ります。
- 児童等の心のケアなど心理面のサポートや生徒指導等に関する研修を実施するとともに、地域において各分野の連絡会議等を開催し、情報の共有と教職員の資質向上を図っていきます。
 - 東日本大震災の影響等による不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰を含めた社会的自立を目的として市町村が行う体制整備について、財政的支援を行うとともに、具体的な手法も含めて助言を行うなど、効果的な運営支援等を行います。
 - 被災した児童生徒の心のケアについて、学校現場における対応力向上のため、教職員を対象とした研修を実施し、心のケアを担う教職員の資質向上を図ります。
 - 家庭教育に関する相談等に応じる支援者の育成や家庭教育支援チーム設置の普及・活用を図り、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を推進するなど、家庭教育支援の充実と振興を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校スクールカウンセラー等活用事業 (私学・公益法人課)	東日本大震災の影響を受けた児童生徒等の心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助等様々な課題に対応するため、学校法人が設置する私立学校等におけるスクールカウンセラー等の派遣計画、雇用、出勤管理、その他業務を学校法人に委託し実施する。 【実施主体:県】
私立高校不登校生徒支援費補助 (私学・公益法人課)	私立高校の不登校生徒を支援する体制を整備するため、専門職等の配置や研修実施等、不登校生徒への支援を行う経費について、設置者に対して補助する。 【実施主体:県】
教育相談充実事業 (義務教育課)	被災児童等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体等との連絡調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。 ・各中学校へのスクールカウンセラー配置 ・市町村への広域カウンセラーの配置と域内小学校への派遣 ・各教育事務所への専門カウンセラーの配置 ・適応指導教室への支援員・ボランティアの派遣など 【実施主体:国・県・市町村】
いじめ対策・不登校支援等推進事業 (義務教育課)	震災による問題も含め、様々な課題を抱えた児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、その上で、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、課題解決に向けた多様な支援を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークセンターを設置し、在学青少年育成員や事務所専門カウンセラーが、域内の公的施設や学校を訪問し、保護者及び教職員を対象とした教育相談等を行う。 ・退職教員等による訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者に対する訪問指導や学習支援等、学校復帰を含め、社会的自立に向けた支援を行うほか、不登校理解のための教員等を対象とした研修会を行う。 ・在学青少年育成員を各教育事務所に配置し、在学青少年の実態把握及び相談・助言を行うほか、「地域ネットワークセンター」のチーフ及びコーディネーター役を務め、事業の推進を図る。 ・震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域等のさまざまな環境の改善に向け、再委託を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スーパーバイザーを任用し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。 ・児童生徒の問題行動等で課題を抱えている学校の中から重点的に支援する学校を対策推進校として指定し、支援員を配置する。 ・義務教育課内に心のサポートアドバイザーを置き、市町村教育委員会や各小・中学校の相談に応じ助言を行うとともに、市町村教育委員会の要請に応じて学校に派遣する。 ・東部教育事務所及び大河原教育事務所内に児童生徒の心のサポート班を設置し、いじめ・不登校等学校への課題解決及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携、運営支援を行う。 ・学級で過ごすことに困難を抱える児童生徒の学習指導と自立支援のために校内における居場所として「不登校等児童生徒学び支援教室」をつくり、効果的な運営の構築を図る。 ・いじめ予防教室による児童生徒の規範意識の醸成や学校がいじめ問題への対応について、法的視点から直接学校を助言指導するために、各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業(義務教育課)</p>	<p>東日本大震災の影響などによる心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰を含めた社会的自立を目的として市町村が行う体制整備を支援する。</p> <p>〈ケアハウスの機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が設置するケアハウスは、主に教育相談窓口となる「心サポート機能」、不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつなぐ「適応サポート機能」、放課後や週末、長期休業中及び、学校に登校できない児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機能」を市町村の課題に応じて複合的に提供する。 ・ケアハウスには、心のケアスーパーバイザーを置き、相談内容に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた関係各機関とケース会議をひらき、対応策を検討する。また、各機能のコーディネーターと連携して当該児童生徒に最適な心のケアと学びの場を提供する。 ・各コーディネーターは、学校や既存のけやき教室と連携を図

	<p>り、児童生徒が不登校になることを未然に防止する役割や、学校外に学びの場が必要な児童生徒の学びを支援する役割を担う。さらに、心サポーターは訪問支援や通所支援を行うこともできる。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
生徒指導支援事業 (義務教育課)	<p>不登校支援として、未然防止の観点から各校の取組を見直し、改善を図るための手法について普及を図る。</p> <p>○みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業 本県の喫緊の課題である不登校支援として、未然防止の観点から各校の取組を見直し、改善を図るための手法について普及を図ることにより、状況の改善に資する。</p> <p>○みやぎ「行きたくなる学校づくり」研修会 本県の喫緊の課題である不登校支援として、対症療法ではなく根本的な未然防止の観点から校内の取組を見直し、改善を図るための手法を学び、学校での不登校支援に生かす。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課)	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を対象とした研修会や連絡会議等を開催し、教職員等の資質向上に資するとともに、相談体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校及び特別支援学校へのスクールカウンセラーの通常配置と、被災地域特別配置や緊急時における緊急派遣 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連絡会議や協議会の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
心のケア研修事業 (教職員課)	<p>訪問を希望する公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校で、教職員を対象とする研修会を開催し、長期的視点に立った子どもたちへの支援技術を身につける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に大学教授・精神科医・臨床心理士を派遣し、講義形式又は事例検討方式で研修会を実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
総合教育相談事業 (高校教育課)	<p>総合教育センター内に、不登校・発達支援相談室を設置し、臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行い、いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。</p> <p>○不登校・発達支援相談室 …非常勤の精神科医1人(月1回)、臨床心理士(1～2人/日)、相談員(1～2人/日)を配置</p> <p>○24時間子供SOSダイヤル …上記相談室対応時間外は外部に委託して実施。教育相談電話周知カードを県内の全ての公私立小・中・高・特別支援学校に配布</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

みやざらしい家庭教育支援事業 (生涯学習課)	学校からの要請に応じて家庭教育支援チームを派遣し、保護者会等で家庭教育の重要性や、愛着形成、発達課題への対応等に関する研修会を実施する。また、各研修会等の機会を生かして困り感を持つ家庭を発見し、状況に応じて助言したり、相談機関を紹介したりするほか、保健福祉部で実施している家庭支援の取組につなぐ。 【実施主体:県】
スクールサポーター事業 (少年課)	学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣し、学校関係者と連携を図りながら、児童生徒の問題行動への対応や健全育成活動、犯罪被害防止活動等を継続的に支援する活動を行うことにより、児童生徒の安全確保、非行防止を図る。 【実施主体:国・県】

② 学校教育による学力保障

【基本的な方向性】

- 学習習慣の着実な定着や学校生活への円滑な適応を図るため、中学校1学年において、少人数学級を導入し、指導体制の充実ときめ細かな教育活動を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
学級編制弾力化(少人数学級)事業 (義務教育課)	中学校1学年において、36人以上学級を解消し、35人以下の学級編制を実施する。 ・中学校において増加後の学級数に見合った教員を配置 【実施主体:国・県】

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

将来の貧困を予防するため、高等学校における指導・相談体制の充実を図るなど、高等学校等の中退を防止する取組を推進します。また、高等学校等の中退者に対して、就労・復学の支援や学び直しのための経済的援助など、必要な取組を実施します。

① 高校中退の予防のための取組

【基本的な方向性】

- 将来の貧困につながりかねない高校中退を防止するため、心のケア支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、不登校や非行、いじめ等の問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に取り組むとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整を行い、生徒や保護者、教員の相談に応じる体制の充実を図ります。
- 教育課程の適切な実施や教員の指導力向上等を支援し、学ぶ意義を実感

させながら生徒の学力向上を図ることで、学業不振等による中退を予防していきます。

- 計画的に企業見学やインターンシップなどを実施することで、卒業後の就労に向けた意識の醸成を図ります。
- 不登校・発達支援相談室を設置し、専門の相談員による来所・電話相談などを行い、課題等に対する早期発見・早期対応を図るなど相談体制の充実を図ります。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校スクールカウンセラー等活用事業 (私学・公益法人課) 《再掲》	東日本大震災の影響を受けた児童生徒等の心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助等様々な課題に対応するため、学校法人が設置する私立学校等におけるスクールカウンセラー等の派遣計画、雇用、出勤管理、その他業務を学校法人に委託し実施する。 <div style="text-align: right;">【実施主体:県】</div>
高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課) 《再掲》	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を対象とした研修会や連絡会議等を開催し、教職員等の資質向上に資するとともに、相談体制の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校及び特別支援学校へのスクールカウンセラーの通常配置と、被災地域特別配置や緊急時における緊急派遣 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連絡会議や協議会の実施 <div style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</div>
いじめ対策・不登校支援・中途退学防止事業 (心のケア支援員の配置等) (高校教育課)	学校への学校生活適応支援員の配置や心のサポートアドバイザーの派遣により、生徒指導や自己肯定感の醸成に係る教員の業務を補助するとともに、生徒の心に寄り添いながら、問題行動等の未然防止や早期発見による適切な早期対応につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ○学校への学校生活適応支援員の配置による教員の生徒指導関係業務の補助や生徒への対応 ○心のサポートアドバイザーによる学校の生徒指導等への支援や保護者等からの相談対応 <div style="text-align: right;">【実施主体:県】</div>
高等学校学力向上推進事業(学びの基礎づくり支援事業:学習サポーターの配置等)	義務教育段階の学習内容及び高等学校の基礎的事項を確実に定着させるために、学び直しを必要とする生徒の学習を支援する学習サポーターを配置する。

(高校教育課)	<p>○学習サポーターの配置 …10校30名程度配置</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
<p>進路達成支援事業 (高校教育課)</p>	<p>生徒に対し自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ、志をもって高校生活を送ることができるように支援する。また、就職を希望する生徒に対し、内定率・定着率の向上を目指した即効性のある取組を行う。</p> <p>○就職達成セミナー（対象:卒業学年及び保護者） …就職試験直前の生徒や未内定者等に対するガイダンスや模擬面接を実施, 内定者等に対する入社準備セミナーを実施, 保護者対象に保護者セミナーを実施</p> <p>○企業説明会, 企業見学会の実施 …関係機関と連携し企業説明会・企業見学会を実施</p> <p>○就職面接会の実施 …関係機関と連携し就職面接会を実施</p> <p>○インターンシップの推進 …関係機関と連携し, インターンシップ受入企業の情報提供</p> <p>○高等技術専門学校連携職業教育充実事業 …高等技術専門学校と連携し, 専門技術習得を支援</p> <p>○新規高卒未就職対策事業(トライアル) …未就職者, 早期離職者, 臨時的な仕事従事者に対して, 正規採用に向けた教育プログラムを実施</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
<p>総合教育相談事業 (高校教育課) 《再掲》</p>	<p>総合教育センター内に, 不登校・発達支援相談室を設置し, 臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行い, いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。</p> <p>○不登校・発達支援相談室 …非常勤の精神科医1人(月1回), 臨床心理士(1~2人/日), 相談員(1~2人/日)を配置</p> <p>○24時間子供SOSダイヤル …上記相談室対応時間外は外部に委託して実施。教育相談電話周知カードを県内の全ての公私立小・中・高・特別支援学校に配布</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

② 高校中退後の支援

【基本的な方向性】

- 若年者就職支援ワンストップセンターの設置による相談体制の整備など、若年層への就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>若年者就職支援事業 (雇用対策課)</p>	<p>【みやぎジョブカフェ】 若者の就職支援をワンストップで行う「みやぎジョブカフェ」を設置・運営し, フリーターの就職や非正規労働者の正社員へ転職等を支援する。 ※①~③: 県, ④: 国(若年者地域連携事業)</p>

	<p>① キャリアコンサルティング ② 就職支援セミナーの実施 ③ 企業採用コンシェルジュの配置 ④ 合同企業説明会やセミナー開催, 併設ハローワーク等による職業紹介の実施</p> <p>【地域若者サポートステーション】 国と連携し, ひきこもり・ニート等若年無業者の職業的自立を支援する。</p> <p>(1) 若者サポートステーション支援事業費委託 国が県内3か所(仙台, 石巻, 大崎)に設置した若者サポートステーションが実施する支援のうち, 次の事項を県からの委託として措置する。</p> <p>①臨床心理士によるカウンセリング(職業的自立に向けた相談) ②職業ふれあい事業(職業講話, 就活セミナー, ビジネスマナー等) ③ジョブトレーニング(職場見学, 職場体験, ボランティア活動)</p> <p>(2) 「宮城県若者自立支援ネットワーク会議」の開催 関係22機関によるネットワーク会議を開催し, 円滑な連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村・その他関係機関】</p>
--	---

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

意欲と能力のある学生等が経済的理由によって大学等への進学を断念することがないように, 修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

① 高等教育の修学支援

【基本的な方向性】

- 学ぶ意欲のある学生全てが必要な教育を受けられるよう, 高等教育の修学支援新制度について, 適切な実施を図るとともに, 着実に実施されるよう事業の周知徹底に努めていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等教育の修学支援新制度 (私学・公益法人課)	<p>機関要件を満たす大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生・生徒に対し, 授業料・入学金減免及び給付型奨学金支給の支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村・学校設置者】</p>

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

困難を抱える子どもたちが, 自身を取り巻く環境や経済的理由により進学を断念することがないように, 学習支援や経済的支援等の取組を推進します。

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

【基本的な方向性】

- 児童養護施設等の入所児童又は里親等委託児童の就学や学習塾・家庭教師等を利用する際の費用、施設等の学習支援員の配置及び学習環境の整備に係る費用を施設等に支給することで、入所児童等の学習能力向上をサポートします。
- 児童養護施設等の入所児童又は里親等委託児童の自立支援計画の作成について支援するとともに、施設等の退所又は里親委託解除後の生活や就業等に関する相談対応や自立に係るサポートを行います。
- 施設等の措置解除者が大学等に進学後も又は特に必要と認める場合、引き続き(原則22歳まで)施設や里親家庭等に居住・生活できるように、施設や里親家庭等に対してその費用を支給します。
- 児童養護施設等退所者又は里親等委託を解除された者を対象に、就学や生活に要する資金の貸付(5年間の就業等で返還免除)を行い、円滑な自立を支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童保護措置費 (子ども・家庭支援課)	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、施設の職員体制の強化、入所児童等の生活・学習環境改善を含む高機能化、多機能化、機能転換等を推進し、社会的養育体制の充実を図る。 【実施主体:国・県】
社会的養護自立支援事業 (子ども・家庭支援課)	施設に入所中又は退所者、里親等に委託中又は解除者が将来、経済的に自立して生活が営めるよう、生活や就業に関する相談対応やアフターフォローを行う。また、措置解除後も引き続き施設や里親家庭等で居住できるように施設や里親等に生活費等を支給し支援を行う。 【実施主体:国・県】
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子ども・家庭支援課)	施設に入所中又は退所者、里親等に委託中又は解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、生活に必要な資金や就職に有利な資格の取得のための資金を貸付し、円滑な自立を支援する。 【実施主体:国・県・民間等】

② 特別支援教育に関する支援の充実

【基本的な方向性】

- 私立学校における特別支援教育に係る経常的経費について補助を行い、私立学校における障害児教育の振興を図ります。
- 特別支援教育就学奨励費等により、特別支援学校に就学する幼児、児童

及び生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校特別支援教育費補助 (私学・公益法人課)	私立学校の障害児教育の振興を図るため、私立学校における特別支援教育に係る経常的経費について、当該私立学校を設置する者に対して補助金を交付する。 〈1人当たりの補助単価〉 幼稚園・幼保連携型認定こども園 784,000円 特別支援学校 1,551,468円 【実施主体:県】
特別支援教育就学奨励費 (特別支援教育課)	特別支援学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、教科書購入費、学校給食費、交通費、学用品購入費等を支給し、特別支援教育の普及奨励を図る。 【実施主体:国・県】

(6)教育費負担の軽減

経済的な困難等を抱える世帯における教育機会の確保を図るため、小中高等学校及び特別支援学校において経済的な支援を実施します。

① 義務教育段階の就学支援の充実

【基本的な方向性】

- 全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が行う就学援助について、適切な実施を図るとともに、着実に実施されるよう保護者に対する周知徹底に努めていきます。
- 東日本大震災やそれ以外の要因により保護者が亡くなるなどした児童生徒の就学機会を確保するため、継続的に支援を行っていくとともに、事業の周知に努めていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
就学援助事業 (義務教育課)	全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができることを目的に、市町村が学校教育法第19条の規定に基づき、保護者に行う就学援助に対して、関係法令に基づき必要な援助を行う。 〈対象者〉 生活保護法に規定する要保護者及び市町村が定める基準に該当する準要保護者 〈対象費目〉 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、

	<p>体育実技用具費, 新入学児童生徒学用品費, 医療費, 学校給食費, クラブ活動費, 生徒会費, PTA会費</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・市町村】</p>
被災児童生徒就学支援事業 (義務教育課)	<p>東日本大震災により被災し, 経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して, 児童生徒の就学の機会を確保するため, 必要な就学援助を実施した市町村を支援する。</p> <p>〈対象者〉 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象費目〉 学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 医療費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業(東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金) (教育庁総務課)	<p>東日本大震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し, 安定した学びの機会の確保と希望する進路選択を実現できるよう, 奨学金を給付し, その修学を支援する。</p> <p>〈奨学金の対象及び金額〉 小学生 月額金 30,000円, 卒業時一時金 150,000円 中学生 月額金 40,000円, 卒業時一時金 200,000円 高校生等 月額金 50,000円, 卒業時一時金 600,000円 大学生等 月額金(自宅) 60,000円(自宅外)100,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
遺児等対策事業(遺児等サポート奨学金) (教育庁総務課)	<p>東日本大震災以外の要因で保護者を亡くした小学生及び中学生が, 安定した学校生活を送り, 希望する進路選択を実現できるよう, 奨学金を給付し, その修学を支援する。</p> <p>〈奨学金の対象及び金額〉 小学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 150,000円 中学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 200,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

【基本的な方向性】

- 家庭の状況にかかわらず, 全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため, 高等学校等就学支援金事業及び私立学校授業料軽減補助等により, 低所得世帯等における教育費の負担軽減を図るとともに, これらの事業の着実な実施に向け, 保護者等への制度周知の徹底を図っていきます。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労生徒に対する教育の機会均等を確保するため, 就学資金の貸付など, 経済的支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等学校等就学支援金事業 (私学・公益法人課)	<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者等の算定基準額(合算額)が304,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料に対して就学支援金を支給し、教育費負担の軽減を図る。</p> <p>支給上限額(生徒一人当たり年額)(全日制課程の場合) 396,000円(算定基準額154,500円未満) 118,800円(算定基準額304,200円未満)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国】</p>
私立高等学校等就学支援金上乘せ補助 (私学・公益法人課)	<p>県内の私立高等学校等に在学し、算定基準額が154,500円を超え、就学支援金が最大まで支給されない世帯に対して補助を行い、教育費負担の軽減を図る。</p> <p>補助上限額(生徒一人当たり年額) 118,800円(算定基準額154,500円以上167,100円未満)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
私立高校授業料軽減補助 (私学・公益法人課)	<p>県内の私立高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に対して学校等が行った授業料の減免に対して補助を行い、保護者等の負担軽減を図る。</p> <p>補助上限額(生徒一人当たり年額) 396,000円(算定基準額154,500円未満) 118,800円(算定基準額304,200円未満)</p> <p>※高等学校等就学支援金の支給を受ける場合、その額を除する</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
高校生等奨学給付金 (私立学校) (私学・公益法人課)	<p>保護者等が県内に住所を有し、市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において、授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>〈給付額(生徒一人当たり年額)〉 50,100円(非課税世帯・通信制)～ 150,000円(非課税世帯・私立全日制または定時制校・第2子以降)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
高校生等奨学給付金 (国公立学校) (高校教育課)	<p>保護者等の市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において、授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>〈給付額(生徒一人当たり年額)〉 32,300円(生活保護受給世帯・国公立全日制又は定時制校)～ 129,700円(非課税世帯・国公立全日制又は定時制校・第2子以降)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
高等学校等就学支援金事業 (高校教育課)	<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する)が304,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料相当額を就学支援金として支給し、教育費負担の軽減を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国】</p>

高等学校等育英奨学資金貸付事業 (高校教育課)	高等学校等に在学する優れた生徒であつて、経済的理由によつて修学に困難がある者に奨学資金を貸し付けることにより、修学を支援し有為な人材の育成を図る。 ○高等学校等育英奨学資金貸付 〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学) 【実施主体:県】
----------------------------	--

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

【基本的な方向性】

- 生活福祉資金貸付制度の利用を促進し、低所得者世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行い、経済的負担の軽減を図ります。
- 生活保護世帯の子どもが経済的な理由から進学を断念することがないように、進学する際に必要な経費について支援します。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活福祉資金貸付制度における貸付 (社会福祉課)	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費並びに、高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費について貸付を行う。 【実施主体:宮城県社会福祉協議会】
生活保護世帯の子ども の進学時の支援 (社会福祉課)	生活保護受給世帯に属する者が高等学校に就学するために必要な経費、受験料等を支給する。また、大学等に進学する者に対して進学準備給付金の支給を行う。 【実施主体:県・市】

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の子どもが経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、貸付金による支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金 (修学資金・就学支度資金)貸付事業 (子ども・家庭支援課)	配偶者がなく、現に児童を扶養している者に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付事業として、修学資金及び就学支度資金の無利子の貸付けを行う。 ○修学資金 …扶養する児童等の高等学校、大学、専修学校等の就学に直接必要な授業料、書籍代、通学費、教科外活動費等の貸付を行う。父母のいない児童も対象となる。

	<p>○就学支度資金 …高等学校、大学、専修学校等へ入学する場合に必要な被服、履物等の購入等に要する費用の貸付を行う。なお、特に経済的に困難な事情にある母子父子家庭の児童が、小学校又は中学校に入学する場合も対象となる。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
--	---

(7) 地域における学習支援等

家庭・地域・学校の連携及び協働を推進し、地域における学習支援の充実を図ることにより、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや、生活困窮家庭では不足しがちな多様な体験活動の機会の提供を行います。こうした活動は学力だけでなく、意欲や協調性を高める効果も期待され、地域の多様な大人と交流する場としても重要であることから、一層の充実を図ります。

① 地域学校協働活動における学習支援等

【基本的な方向性】

- 家庭・地域・学校の連携・協働により、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備に長期的・継続的に取り組んでいきます。
- 放課後子供教室等の取組により、放課後や週末等における子どもたちの安全・安心な居場所や落ち着いて学習に取り組むことのできる場を確保し、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動に取り組むとともに、地域住民との交流活動等を実施することにより、どのような環境にある子どもたちも、地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
協働教育推進総合事業 (生涯学習課)	<p>家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を支援する。</p> <p>〈市町村の取組(県から間接補助)〉</p> <p>○学校・家庭・地域連携協力推進事業</p> <p>…コーディネーターが学校とボランティア、地域とボランティアなど、地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、学校教育支援、地域活動支援、放課後子供教室・地域未来塾の三つの柱で事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会の設置、地域学校協働活動推進員の配置 ・家庭教育支援:家庭教育支援チームによる子育て講座等の開催、親の学びの機会の提供、「親の学びのプログラム」普及・啓発

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援:放課後や休日,長期休業日などに学校で体験できない活動プログラムの提供 ・学校教育支援:学校のニーズに合わせた学校支援ボランティア等の派遣 <p>〈県の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育基盤形成事業 …研修会を開催し,家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 ○協働教育普及・振興事業 …協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信,研修等を実施する。 ○教育応援団事業 …子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し,「みやぎの教育応援団リスト」を作成,学校等に情報を提供する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
放課後子ども総合プラン推進事業 (生涯学習課)	<p>余裕教室をはじめとする学校諸施設を活用し,学習や体験活動,地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動の場,遊びの場等の取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

② 生活困窮世帯等への学習支援

【基本的な方向性】

- 生活保護世帯,児童扶養手当受給世帯等を対象に,生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業を実施し,学習支援及び世帯に対する相談支援を行います。
- 放課後子供教室等の取組により,放課後や週末等における子どもたちの居場所を確保するとともに,放課後における学習支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業) (社会福祉課)	<p>生活保護世帯,児童扶養手当受給世帯等を対象に,生活困窮者自立支援法に基づく学習・生活支援事業を実施し,学習支援及び世帯に対する相談支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市】</p>
放課後子ども総合プラン推進事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>余裕教室をはじめとする学校諸施設を活用し,学習や体験活動,地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動の場,遊びの場等の取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

(8) 東日本大震災被災児童等への支援

東日本大震災において被災した子どもやその家族に対して,子どもの貧困対策の観点から,長期的かつきめ細やかな支援を継続して実施します。

① 福祉関連機関との連携による支援

【基本的な方向性】

- 被災児童等に対する心のケアや学校の復興業務等を推進するため、教職員の加配や退職教員等の活用を図るなど、学校における人的体制を強化していきます。(再掲)
- 不登校や非行、いじめ、児童虐待など、社会環境の変化や震災による環境変化等を背景に児童生徒が抱える様々な課題は益々複雑化・深刻化しています。そこで、関係機関や家庭と連携を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に結びつけるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教員の相談に応じるとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整を行うなど、児童生徒等の課題解決に向けた体制整備を充実・強化していきます。
- みやぎ心のケアセンターと連携し、児童等からの相談体制の整備や支援者への研修等の実施を通じ、被災児童の心のケアに関する取組を推進していきます。
- 東日本大震災の影響等による不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰を含めた社会的自立を目的として市町村が行う体制整備について、財政的支援を行うとともに、具体的な手法も含めて助言を行うなど、効果的な運営支援等を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校スクールカウンセラー等活用事業 (私学・公益法人課) 《再掲》	東日本大震災の影響を受けた児童生徒等の心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助等様々な課題に対応するため、学校法人が設置する私立学校等におけるスクールカウンセラー等の派遣計画、雇用、出勤管理、その他業務を学校法人に委託し実施する。 【実施主体:県】
私立小中学校授業料軽減特別補助事業 (私学・公益法人課)	被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。 ・補助対象学校種:小学校, 中学校 ・補助対象経費:東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した幼児児童生徒に対して減免した授業料等 【実施主体:県】
教育相談充実事業 (義務教育課) 《再掲》	被災児童等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体等との連絡調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。 ・各中学校へのスクールカウンセラー配置

	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への広域カウンセラーの配置と域内小学校への派遣 ・各教育事務所への専門カウンセラーの配置 ・適応指導教室への支援員・ボランティアの派遣 ・心のケアに係る研修会等の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課) 《再掲》</p>	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を対象とした研修会や連絡会議等を開催し、教職員等の資質向上に資するとともに、相談体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校及び特別支援学校へのスクールカウンセラーの通常配置と、被災地域特別配置や緊急時における緊急派遣 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連絡会議や協議会の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
<p>いじめ対策・不登校支援等推進事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>震災による問題も含め、様々な課題を抱えた児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、その上で、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、課題解決に向けた多様な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークセンターを設置し、在学青少年育成員や事務所専門カウンセラーが、域内の公的施設や学校を訪問し、保護者及び教職員を対象とした教育相談等を行う。 ・退職教員等による訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者に対する訪問指導や学習支援等、学校復帰を含め、社会的自立に向けた支援を行うほか、不登校理解のための教員等を対象とした研修会を行う。 ・在学青少年育成員を各教育事務所に配置し、在学青少年の実態把握及び相談・助言を行うほか、「地域ネットワークセンター」のチーフ及びコーディネーター役を務め、事業の推進を図る。 ・震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域等のさまざまな環境の改善に向け、再委託を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スーパーバイザーを任用し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。 ・児童生徒の問題行動等で課題を抱えている学校の中から重点的に支援する学校を対策推進校として指定し、支援員を配置する。 ・義務教育課内に心のサポートアドバイザーを置き、市町村教育委員会や各小・中学校の相談に応じ助言を行うとともに、市町村教育委員会の要請に応じて学校に派遣する。 ・東部教育事務所及び大河原教育事務所内に児童生徒の心のサポート班を設置し、いじめ・不登校等学校への課題解決及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携、運営支援を行う。 ・学級で過ごすことに困難を抱える児童生徒の学習指導と自立支援のために校内における居場所として「不登校等児童生徒学び

	<p>支援教室」をつくり、効果的な運営の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ予防教室による児童生徒の規範意識の醸成や学校のいじめ問題への対応について、法的視点から直接学校を助言指導するために、各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>東日本大震災の影響などによる心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰を含めた社会的自立を目的として市町村が行う体制整備を支援する。</p> <p>〈ケアハウスの機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村が設置するケアハウスは、主に教育相談窓口となる「心サポート機能」、不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつなぐ「適応サポート機能」、放課後や週末、長期休業中及び、学校に登校できないでいる児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機能」を市町村の課題に応じて複合的に提供する。 ケアハウスには、心のケアスーパーバイザーを置き、相談内容に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた関係各機関とケース会議をひらき、対応策を検討する。また、各機能のコーディネーターと連携して当該児童生徒に最適な心のケアと学びの場を提供する。 各コーディネーターは、学校や既存のけやき教室と連携を図り、児童生徒が不登校になることを未然に防止する役割や、学校外に学びの場が必要な児童生徒の学びを支援する役割を担う。さらに、心サポーターは訪問支援や通所支援を行うこともできる。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>

② 就学支援

【基本的な方向性】

- 東日本大震災の被災による経済的理由から就学が困難となった児童・生徒等について、保育料、授業等の減免や助成等による経済的負担の軽減により、教育機会の確保を図ります。
- 東日本大震災により保護者が亡くなるなどした子どもの生活の安定と就学機会の確保を図るとともに、経済的な理由で希望する進路選択を諦める事のないよう、長期的・継続的な支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>私立学校授業料等軽減特別補助事業 (私学・公益法人課)</p>	<p>被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈補助対象学校種〉 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校</p> <p>〈補助対象経費〉</p>

	<p>原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒対して減免した授業料等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校)(私学・公益法人課)	<p>東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校(中等教育学校前期課程を含む。)の児童生徒を対象に,学用品費,通学費(スクールバス利用費を含む。),修学旅行費,給食費等の緊急的な就学支援を行う。</p> <p>〈対象者〉 被災した私立小中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象経費〉 学用品費,給食費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
被災児童生徒就学支援事業(義務教育課)《再掲》	<p>東日本大震災により被災し,経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して,児童生徒の就学の機会を確保するため,必要な就学援助を実施した市町村を支援する。</p> <p>〈対象者〉 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象費目〉 学用品費,通学費,修学旅行費,給食費,医療費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
高等学校等育英奨学資金貸付事業(高校教育課)《再掲》	<p>高等学校等に在学する優れた生徒であって経済的理由によって修学に困難がある者に奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し有為な人材の育成を図る。</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付</p> <p>〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金)(教育庁総務課)《再掲》	<p>東日本大震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し,安定した学びの機会の確保と希望する進路選択を実現できるよう,奨学金を給付し,その修学を支援する。</p> <p>〈奨学金の対象及び金額〉 小学生 月額金 30,000円,卒業時一時金 150,000円 中学生 月額金 40,000円,卒業時一時金 200,000円 高校生等 月額金 50,000円,卒業時一時金 600,000円 大学生等 月額金(自宅)60,000円(自宅外)100,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

(9)その他の教育支援

① 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

【基本的な方向性】

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を活用し,学校給食を通じた子どもの健全な発育を支援します。

【主な取組】

事業名	事業内容
学校給食費の補助(生活保護による教育扶助, 就学援助制度による学校給食費の補助) (社会福祉課/スポーツ健康課)	生活保護受給世帯に対し教育扶助として, 給食に要する経費を支給する。また, 経済的理由により就学困難な県立中学校の生徒に対し, 教育機会の確保を目的として, 学校給食費の援助を行う。 【実施主体: 県】

② 多様な体験活動の機会の提供

【基本的な方向性】

- 子どもが社会の一員としての自覚を持ち, 社会参加意識を高めるため, 県の政策課題等に対して意見を表明できる機会を提供します。
- 学校, 家庭, 地域が連携し, 役割分担しながら教育支援体制の構築を図り, 地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して, 体系的・継続的なプログラムを企画・実施できるよう支援を行っていきます。
- 家庭・地域・学校が協働して子どもの学びを支える取組を継続し, 地域住民の絆を深めるとともに, 児童生徒の将来を見据え, 成長を見守り, 次代を担う人材を地域ぐるみで育むために, 地域全体で子どもを育てる体制の整備を長期的・継続的に行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
みやぎの青少年意見募集事業 (共同参画社会推進課)	青少年を「青少年政策モニター」として募集・登録し, 県の政策課題等についての意見表明の機会を提供することにより, 青少年の社会参加の意識を高めます。 【実施主体: 県】
協働教育推進総合事業 (生涯学習課) 《再掲》	家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し, 子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り, 地域全体で子どもを育てる体制の整備を支援する。 〈市町村の取組(県から間接補助)〉 ○学校・家庭・地域連携協力推進事業 …コーディネーターが学校とボランティア, 地域とボランティアなど, 地域の教育資源をつなぐ役目を果たし, 学校教育支援, 地域活動支援, 放課後子供教室・地域未来塾の三つの柱で事業を実施 ・推進委員会の設置, 地域学校協働活動推進員の配置 ・家庭教育支援: 家庭教育支援チームによる子育て講座等の開催, 親の学びの機会の提供, 「親の学びのプログラム」普及・啓発 ・地域活動支援: 放課後や休日, 長期休業日などに学校で体

	<p>験できない活動プログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育支援:学校のニーズに合わせた学校支援ボランティア等の派遣 <p>〈県の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育基盤形成事業 <ul style="list-style-type: none"> …研修会を開催し, 家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 ○協働教育普及・振興事業 <ul style="list-style-type: none"> …協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信, 研修等を実施する。 ○教育応援団事業 <ul style="list-style-type: none"> …子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し, 「みやぎの教育応援団リスト」を作成, 学校等に情報を提供する。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>
--	---

2 生活の安定に資するための支援

(1)親の妊娠・出産期, 子どもの乳幼児期における支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い, 子育てに対する負担の軽減や児童虐待を予防する取組を推進します。

① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

【基本的な方向性】

- 市町村が設置する子育て世代包括支援センターを核として, 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制が構築されるよう, 市町村を支援します。
- 産後うつ予防や早期発見のため, 関係機関と連携し, 必要な支援の検討を行うとともに, 母子保健関係者を対象とした研修等を実施し, 妊産婦や乳幼児等への支援体制の充実を図ります。
- 市町村が実施する乳幼児家庭訪問や乳幼児健診などあらゆる機会において, 妊産婦とその家族に対して妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の周知を図るとともに, 不安や悩みを早期に相談できる体制の充実を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子保健指導普及事業 (子ども・家庭支援課)	母子保健関係者等に対する研修等を実施し, 市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を推進する。 【実施主体: 県】
母子保健児童虐待予防事業 (子ども・家庭支援課)	市町村などの母子保健関係者への研修や技術支援を行うとともに, 支援体制整備に係る検討などを行い, 妊娠期から支援を必要とする保護者の早期発見, 切れ目ない妊娠・出産・育児支援の充実を図る。 【実施主体: 県】
乳児家庭全戸訪問事業 (子ども・家庭支援課)	乳児のいる家庭を訪問することにより, 子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況, 養育環境を把握するとともに, 養育についての相談に応じ, 助言その他の援助を行う。 【実施主体: 県・市町村】
養育支援訪問事業 (子ども・家庭支援課)	養育支援が必要と認められる家庭に対して, 養育が適切に行われるよう当該居宅において, 養育に関する相談, 指導, 助言その他必要な支援を行う。 【実施主体: 県・市町村】

② 困難を抱えた女性への支援

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭や貧困など多様な困難を抱える女性に対して、生活の安定と自立に向けた支援に取り組みます。
- 母子世帯における児童の健全な成長発達等を支援するため、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
女性相談員設置事業 (子ども・家庭支援課)	保健福祉事務所や女性相談センターに女性相談員を設置し、女性の抱える様々な相談に応じ助言・支援を行う。 【実施主体: 県】
母子生活支援施設への入所 (子ども・家庭支援課)	母子生活支援施設において、母子世帯における児童の健全な成長発達と自立へ向けて支援を行う。 ・母親の情緒的安定と生活行動への支援 ・児童の生活や学習への支援 ・社会的共同生活における社会性を培う支援 ・行事等を通じた豊かな生活をつくる支援 【実施主体: 県・市町村】

(2)保護者の生活支援

貧困の状況にある子どもが、社会的な孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図るとともに、生活保護等の関連制度を一体的に捉え施策を推進します。

① 保護者の自立支援

【基本的な方向性】

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により、生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して、関係機関と連携して包括的、継続的に支援を行うとともに、制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め、早期の自立支援を図っていきます。
- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談、支援等を行うひとり親家庭支援員を福祉事務所に配置するとともに、複雑化する課題への対応を図るため支援員の資質向上や、配置の促進に努めていきます。
- ひとり親家庭が、安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図るため、一時的な家事援助、保育等のサービス等、必要な支援を行う市町村を支援します。
- ひとり親家庭が必要な情報を十分に得ることができるよう、的確な情報提供に努めるとともに、就業相談や弁護士等による面接相談など、必要に応じて

様々な課題に対応できる相談事業を実施します。

- ひとり親家庭等の生活支援や就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの相談・支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、アウトリーチによる訪問を強化することにより早期発見、早期支援を行い、生活困窮に陥ることを防止する。 〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者 〈自立相談支援機関設置箇所〉 福祉事務所を設置する自治体単位に設置 【実施主体:国・県・市町村】
ひとり親家庭支援員設置事業 (子ども・家庭支援課)	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な指導助言や支援を行うため、県保健福祉事務所や市福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置する。 【実施主体:県・市町村】
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子ども・家庭支援課)	ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話をを行う。 〈支援の対象〉 一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合、技能習得のための通学や就職活動、病気や事故、冠婚葬祭や出張 など 〈支援の内容〉 乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品等の買い物 など 【実施主体:県・市町村】
母子父子家庭等特別相談事業 (子ども・家庭支援課)	生活上抱える諸問題のうち、専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じる。 【実施主体:県】
母子父子家庭等電話相談事業 (子ども・家庭支援課)	平日に時間的余裕が持てないひとり親家庭のために、日曜日を相談日として、子どもの養育や教育に関する相談、各種手当など生活援護に関する相談や就業に関する問題など様々な悩みについて気軽に相談できる電話相談事業を実施する。 【実施主体:県】
母子父子家庭等就業・自立支援センター事業 (子ども・家庭支援課)	母子父子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等生活の安定と自立促進を図る。

	<p>○就業支援事業 …就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施</p> <p>○就業情報提供事業 …求人情報の提供</p> <p>○就業支援講習会等事業 …就業準備等に関するセミナーの実施、資格等を取得するための就業支援講習会の実施</p> <p>○地域生活支援事業 …生活相談の実施</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
--	---

② 保育等の確保

【基本的な方向性】

- 家庭の状況等により入園を断念するなどの理由で、子どもの健全な発育の機会が妨げられることのないよう支援していきます。
- 就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童の解消を目標にして、保育所等整備、家庭的保育及び小規模保育などを支援していきます。
- 放課後児童クラブの計画的な整備など、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の着実な推進や、私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度による保育所等の利用調整において、ひとり親家庭が優先的に利用できるよう配慮していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校教育改革推進特別経費補助(子育て支援推進事業) (私学・公益法人課)	<p>私立学校の振興育成・健全な発達を図るため、私立学校における教育改革推進に係る経費について、当該私立学校を設置する者に対して私立学校教育改革推進特別経費補助金を交付する。</p> <p>〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立のみ)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
私立幼稚園預かり保育等推進事業補助 (私学・公益法人課)	<p>私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図るため、私立幼稚園等における預かり保育等に係る経費について、設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立を除く)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
待機児童解消推進事業 (子育て社会推進室)	<p>市町村が行う保育所等整備に対し補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内における待機児童の解消を図る。</p>

	<p>○保育施設整備支援 …保育所等整備に要する経費について補助を行う。</p> <p>○子育て安心プラン強化事業の推進 …認可化を目指す認可外保育施設の運営に要する経費等の補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村・民間事業者等】</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業等) (子育て社会推進室)</p>	<p>市町村が行う放課後児童クラブ等の整備に対して補助を行い、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所の確保を行うとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村・民間事業者等】</p>
<p>保育士等キャリアアップ研修事業 (子育て社会推進室) 《再掲》</p>	<p>保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

③ 保護者の育児負担の軽減

【基本的な方向性】

- 保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が一時的に困難な場合等に、児童養護施設などで当該児童を一時的に預かり、児童およびその家族の福祉の向上を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>地域子ども・子育て支援事業(ショートステイ, トワイライトステイ等) (子育て社会推進室)</p>	<p>保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的困難になった場合やその他緊急の場合に、児童を児童養護施設等で一時的に保護する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 市町村】</p>

(3) 子どもの生活支援

安定した生活基盤の確保が困難な世帯の子どもたちの生活を支援するとともに、家でも学校でもなく、子ども自身が安心して利用できる居場所づくりを推進します。また、子どもたちの望ましい食習慣等の形成に資するよう、指導の充実を図ります。

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

【基本的な方向性】

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により、生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して、関係機関と連携して包括的、継続的に支援を行うとともに、制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め、早期の自立支援を図っていきます。(再掲)

- フードバンク活動を行っている団体に対し活動経費等の補助を行い、困窮世帯に対する食糧支援体制の充実を図ります。
- 子ども食堂や地域に根ざした社会福祉法人など民間団体の活動を支援し、子どもが安心して過ごせる居場所の拡大を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課) 《再掲》	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの相談・支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、アウトリーチによる訪問を強化することにより早期発見、早期支援を行い、生活困窮に陥ることを防止する。 〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者 〈自立相談支援機関設置箇所〉 福祉事務所を設置する自治体単位に設置 【実施主体:国・県・市町村】
フードバンク支援事業 (社会福祉課)	フードバンク活動を行っている団体に対し活動経費等の補助を行い、困窮世帯に対する食糧支援体制の充実を図るとともに、安定的食料確保につながる体制を構築する。 【実施主体:県】
子どもの貧困対策推進事業(子どもの居場所づくり活動団体への支援等) (子育て社会推進室)	子ども食堂や地域に根ざした民間活動団体の取組に対して支援し、子どもが安心して過ごせる居場所の拡大を図る。 ○子どものたより場応援プロジェクト広報事業 …新聞紙面を活用した子どもの貧困対策事業に関する普及・啓発 ○子どもの居場所づくり活動団体ネットワーク事業 …子ども食堂の運営や立ち上げに関する相談対応や子ども食堂同士のネットワーク構築に対する支援、寄附物品のマッチング支援等を行う ○地域における子どもの貧困対策モデル事業 …市町村での取組が進まない地域において、その地域で活動している社会福祉法人など民間団体の取組を支援し、子どもの貧困対策事業の拡大を図る。 ○子ども食堂支援事業 …子ども食堂の運営や立ち上げ、食糧配送等に必要な経費を援助し、負担の軽減を図る。 【実施主体:国・県・民間事業者等】

② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

【基本的な方向性】

- 児童養護施設等の入所児童又は里親等委託児童の生活や学習支援等に要する費用を支給することで、入所児童等の生活・学習環境の整備を図ります。

- 社会的養育が必要な児童が家庭的な環境で養育されるよう里親等への委託を推進するとともに、施設についても小規模化や地域分散化等を促し、入所児童を家庭的な環境で養育できるように努めます。
- 子どもの権利養護を推進するため、児童養護施設等に入所している児童等の意見表明を保障し、生活等の改善に役立てる仕組みの構築を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童保護措置費 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、施設の職員体制の強化、入所児童等の生活・学習環境改善を含む高機能化、多機能化、機能転換等を推進し、社会的養育体制の充実を図る。 【実施主体:国・県】
里親等支援センター事業 (子ども・家庭支援課)	里親制度の普及啓発・里親等への支援機関として「みやぎ里親支援センター けやき」を運営。 ＜業務内容＞ ・里親制度普及促進業務 …里親制度説明会・相談会の開催など ・里親支援強化業務 …里親を対象とした研修会の開催、相談窓口の開設、里親交流事業の実施など ・里親委託推進業務 …未委託里親を対象としたサロン・研修・家庭訪問など ・震災孤児を養育する里親への支援 …対象世帯による相互交流会の実施など ・里親マッチング業務 …里親候補との面会交流の調整、評価及び委託後のアフターフォローなど 【実施主体:国・県】
児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業(アドボケイト) (子ども・家庭支援課)	外部有識者などが児童養護施設等に入所している児童等から意見を聴き、その意見を代弁することで、子どもの意見表明を保障し子どもの権利擁護の推進を図る。 【実施主体:国・県】

③ 食育の推進に関する支援

【基本的な方向性】

- 子どもの健やかな発育・発達にはバランスのとれた食生活が大切であることから、「宮城県食育推進プラン」に基づき、食育に関する普及啓発や人材育成、体制整備を行い、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を目指します。
- 生活困窮家庭においては、経済的な制約や時間的余裕がないことなどから、欠食や栄養の偏り、食経験の乏しさなどが懸念されるため、家庭環境の違いにも配慮しながら、地域や学校と連携して食育の推進を図ります。
- 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの健全な発育・発達を促すために、保育所等においてふさわしい食生活が提供され

るように努めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
みやぎの食育推進戦略事業 (健康推進課)	「宮城県食育推進プラン」に基づき、行政や各関係機関、団体等と連携し、食育の普及啓発や人材育成、体制整備を行う。 ○みやぎの食育推進事業 …小学生等を対象とした食育普及啓発キャンペーンの実施、みやぎ食育月間(11月)の推進(パネル展示や食育ランチの提供等)、みやぎの食育通信の発行等 ○みやぎの食育連携事業 …みやぎ食育コーディネーターの活動支援 【実施主体:県】
「児童福祉施設における食事の提供ガイド」等の活用 (子育て社会推進室)	児童福祉施設における食事の提供に関する留意点や具体的な実践例を示すことで、子どもの健やかな発育等を促すとともに、施設内の様々な職種の連携等を図る。 【実施主体:民間】

(4)子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

【基本的な方向性】

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により、生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して、関係機関と連携して包括的、継続的に支援を行うとともに、制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め、早期の自立支援を図っていきます。(再掲)
- ひとり親家庭等の生活支援や就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図っていきます。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課) 《再掲》	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの相談・支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、アウトリーチによる訪問を強化することにより早期発見、早期支援を行い、生活困窮に陥ることを防止する。 〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者

	<p>〈自立相談支援機関設置箇所〉 福祉事務所に設置する自治体単位に設置 【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>母子父子家庭等就業・自立支援センター事業(子ども・家庭支援課)《再掲》</p>	<p>母子父子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等生活の安定と自立促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就業支援事業 …就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 ○就業情報提供事業 …求人情報の提供 ○就業支援講習会等事業 …就業準備等に関するセミナーの実施、資格等を取得するための就業支援講習会の実施 ○地域生活支援事業 …生活相談の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>

② 高校中退者等への就労支援(再掲)

【基本的な方向性】

- 若年者就職支援ワンストップセンターの設置による相談体制の整備など、若年層への就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>若年者就職支援事業(雇用対策課)《再掲》</p>	<p>【みやぎジョブカフェ】 若者の就職支援をワンストップで行う「みやぎジョブカフェ」を設置・運営し、フリーターの就職や非正規労働者の正社員へ転職等を支援する。 ※①～③:県, ④:国(若年者地域連携事業) ① キャリアコンサルティング ② 就職支援セミナーの実施 ③ 企業採用コンシェルジュの配置 ④ 合同企業説明会やセミナー開催、併設ハローワーク等による職業紹介の実施</p> <p>【地域若者サポートステーション】 国と連携し、ひきこもり・ニート等若年無業者の職業的自立を支援する。 (1) 若者サポートステーション支援事業費委託 国が県内3か所(仙台, 石巻, 大崎)に設置した若者サポートステーションが実施する支援のうち、次の事項を県からの委託として措置する。 ①臨床心理士によるカウンセリング(職業的自立に向けた相談) ②職業ふれあい事業(職業講話, 就活セミナー, ビジスマナー等) ③ジョブトレーニング(職場見学, 職場体験, ボランティア活動) (2) 「宮城県若者自立支援ネットワーク会議」の開催 関係22機関によるネットワーク会議を開催し、円滑な連携を図る。 【実施主体:国・県・市町村・その他関係機関】</p>

③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

【基本的な方向性】

- 保護者等からの支援が見込まれない児童養護施設等の入所又は退所者、里親等に委託中又は解除者の生活・就労支援を図るため、当該児童の身元保証人の確保に係る施策の周知に努めます。
- 児童養護施設等の入所児童又は里親等委託児童の自立支援計画の作成について支援するとともに、施設等の退所又は里親委託解除後の生活や就業等に関する相談対応や自立に係るサポートを行います。(再掲)
- 児童養護施設等退所者又は里親等委託を解除された者を対象に、就学や生活に要する資金の貸付(5年間の就業等で返還免除)を行い、円滑な自立を支援していきます。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
身元保証人確保対策事業 (子ども・家庭支援課)	保護者等からの支援が見込まれない児童養護施設等の入所又は退所者、里親等に委託中又は解除者が就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人になった場合の損害保険契約料を補助する。 【実施主体:国・県・民間等】
社会的養護自立支援事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	施設に入所中又は退所者、里親等に委託中又は解除者が将来、経済的に自立して生活が営めるよう、生活や就業に関する相談対応やアフターフォローを行う。また、措置解除後も引き続き施設や里親家庭等で居住できるように施設や里親等に生活費等を支給し支援を行う。 【実施主体:国・県】
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	施設に入所中又は退所者、里親等に委託中又は解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれず、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、生活に必要な資金や就職に有利な資格の取得のための資金を貸付し、円滑な自立を支援する。 【実施主体:国・県・民間等】

④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

【基本的な方向性】

- 就職を希望する新規高校・大学卒業予定者に対し、宮城労働局等と連携した支援を実施し、新規高卒・大卒者の就職促進及び就職後の職場定着の向上を図ります。
- 計画的に企業見学やインターンシップなどを実施することで、卒業後の就労に向けた意識の醸成を図ります。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
新規学卒者等就職援助事業 (雇用対策課)	<p>新規高校・大学卒業予定者のうち、就職を希望する者に対し、宮城労働局、県教育委員会等と連携して、各種支援を実施することにより、新規高卒・大卒者の就職促進及び就職後の職場定着の向上を図るとともに、労働者の確保による県内企業の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合同企業説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> …県内の高校生、大学生、教員等を対象に、県内学生の採用を予定している企業の説明会を開催する。 ○合同就職面接会の開催 <ul style="list-style-type: none"> …県内の高校生及び大学生と企業との面接、ハローワーク職員による職業相談を行う。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
進路達成支援事業 (高校教育課) 《再掲》	<p>生徒に対し自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ、志をもって高校生活を送ることができるように支援する。また、就職を希望する生徒に対し、内定率・定着率の向上を目指した即効性のある取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就職達成セミナー（対象: 卒業学年及び保護者） <ul style="list-style-type: none"> …就職試験直前の生徒や未内定者等に対するガイダンスや模擬面接を実施、内定者等に対する入社準備セミナーを実施、保護者対象に保護者セミナーを実施 ○企業説明会、企業見学会の実施 <ul style="list-style-type: none"> …関係機関と連携し企業説明会・企業見学会を実施 ○就職面接会の実施 <ul style="list-style-type: none"> …関係機関と連携し就職面接会を実施 ○インターンシップの推進 <ul style="list-style-type: none"> …関係機関と連携し、インターンシップ受入企業の情報提供 ○高等技術専門校連携職業教育充実事業 <ul style="list-style-type: none"> …高等技術専門校と連携し、専門技術習得を支援 ○新規高卒未就職対策事業(トライアル) <ul style="list-style-type: none"> …未就職者、早期離職者、臨時的な仕事従事者に対して、正規採用に向けた教育プログラムを実施 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

(5)住宅に関する支援

【基本的な方向性】

- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。
- 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金、転宅資金)の貸付けを通じ、ひとり親家庭の住宅支援を行います。
- 「宮城県居住支援協議会」と連携しながら、子育て世帯等、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図っていきます。

- 住宅に困窮するひとり親世帯や多子世帯などに対して優先的な入居の措置を行うほか、就業が困難なひとり親世帯等に対する家賃減免を行うなど、住宅に困窮するひとり親世帯等の生活基盤確保のため県営住宅の優遇措置等を実施していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金) (社会福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づき、住居を喪失するおそれのある世帯、または、住居を喪失した世帯に対し、安定した住居を確保するため、家賃相当額を最大9カ月間給付する。 〈対象者〉 住居を喪失するおそれのある世帯、又は住居を喪失した世帯で、一定の収入に満たないもの。 〈給付金額〉 家賃相当額(最大で生活保護住宅扶助基準額内) 【実施主体:県・市】
母子父子寡婦福祉資金(住宅資金・転宅資金)貸付事業 (子ども・家庭支援課)	配偶者がなく、現に児童を扶養している方に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付事業として、住宅資金及び転宅資金を無利子または年利1.0%により貸付けを行う。 ○住宅資金 …居住・所有する住宅の補修、保全、改築又は増築、あるいは自ら居住し、所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付ける。 ○転宅資金 …住居を移転する場合に必要な経費を貸し付けるもので、敷金、権利金、前家賃などの一時金及び特に必要と認められる運送費にあてるための経費が対象となる。 【実施主体:県】
住宅セーフティネット構築推進事業 (住宅課)	平成29年10月に開始した新たな住宅セーフティネット制度の効果的な運用に向け、宮城県居住支援協議会と連携しながら、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る。 【実施主体:県】
県営住宅入居の優先措置 (住宅課)	住宅に困窮するひとり親世帯に対して生活基盤確保のため県営住宅の優遇措置等を実施する。 ○抽選倍率の優遇措置 …住宅に困窮するひとり親世帯について当選確率を2倍とする。 ○特別割当住宅の募集 …児童を3人以上扶養しているひとり親世帯など特定の世帯のみが申込みできる特別割当住宅の募集を行う。 ○家賃減免 …就業が困難なひとり親世帯、収入の少ない入居世帯に対し家賃を減免する。 【実施主体:県】

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援**① 家庭への復帰支援****【基本的な方向性】**

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しては、保健師・助産師・保育士等による養育に関する指導や助言等を行うことにより、家庭における適切な養育を支援していきます。
- 児童虐待等に迅速かつ的確に対応できるよう、児童相談所の体制強化や職員の専門性向上を図るとともに、市町村など関係機関の対応力向上等の支援に努めます。
- 関係機関と連携し、虐待等により分離した親子の再統合支援に努めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
養育支援訪問事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	養育支援が必要と認められる家庭に対して、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。 【実施主体: 県・市町村】
児童虐待防止強化事業 (子ども・家庭支援課)	児童虐待の未然防止、対応強化を目的とした児童相談所の体制強化・職員の専門性向上、市町村など関係機関との連携体制の強化・対応力向上支援等を実施。 【実施主体: 国・県】
親子滞在型支援施設事業 (子ども・家庭支援課)	親の経済的事情や病気、児童虐待など、様々な事情で親と離れて暮らす児童の家庭復帰・親子関係の改善を目的とした支援プログラムの実施や虐待防止意識の啓発を目的とした研修会の実施。 【実施主体: 国・県】

② 退所等後の相談支援**【基本的な方向性】**

- 児童養護施設等の入所児童又は里親等委託児童の自立支援計画の作成について支援するとともに、施設等の退所又は里親委託解除後の生活や就業等に関する相談対応や自立に係るサポートを行います。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
社会的養護自立支援事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	施設に入所中又は退所者、里親等に委託中又は解除者が将来、経済的に自立して生活が営めるよう、生活や就業に関する相談対応やアフターフォローを行う。また、措置解除後も引き続き施設や里親家庭等で居住できるように施設や里親等に生活費等を支給し支援を行う。 【実施主体: 国・県】

(7) 支援体制の強化**① 児童家庭支援センターの相談機能の強化****【基本的な方向性】**

- 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、相談支援体制の充実に努めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童家庭支援センター 運営事業 (子ども・家庭支援課)	地域の子どもの関する問題について、地域住民や市町村などからの相談に応じ、児童相談所と連携をとりながら、助言等を行う。 【実施主体:国・県】

② 社会的養護の体制整備**【基本的な方向性】**

- 社会的養育が必要な児童が家庭的な環境で養育されるよう里親等への委託を推進するとともに、施設についても小規模化や地域分散化等を促し、入所児童を家庭的な環境で養育できるように努めます。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
児童保護措置費 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、施設の職員体制の強化、入所児童等の生活・学習環境改善を含む高機能化、多機能化、機能転換等を推進し、社会的養育体制の充実に図る。 【実施主体:国・県】
里親等支援センター事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	里親制度の普及啓発・里親等への支援機関として「みやぎ里親支援センター けやき」を運営。 ＜業務内容＞ ・里親制度普及促進業務 …里親制度説明会・相談会の開催など ・里親支援強化業務 …里親を対象とした研修会の開催、相談窓口の開設、里親交流事業の実施など ・里親委託推進業務 …未委託里親を対象としたサロン・研修・家庭訪問など ・震災孤児を養育する里親への支援 …対象世帯による相互交流会の実施など ・里親マッチング業務 …里親候補との面会交流の調整、評価及び委託後のアフターフォローなど 【実施主体:国・県】

③ 市町村等の体制強化

【基本的な方向性】

- 市町村が設置する市町村子ども家庭総合支援拠点への支援を行い、要支援児童や要保護児童に対する支援体制を強化します。
- 児童虐待等に迅速かつ的確に対応できるよう、児童相談所の体制強化や職員の専門性向上を図るとともに、市町村など関係機関の対応力向上等の支援に努めます。(再掲)
- 市町村が行う子どもの貧困対策事業に対する財政的支援や、市町村担当者を対象とした研修会等を実施し、地域のニーズに応じた子どもの貧困対策が実施できるよう支援します。
- 社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもに対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、各支援機関のネットワークづくりの構築や支援体制の強化を図るとともに、ワンストップの相談窓口を設置し、様々な制度や年齢による切れ目のない、多角的、包括的な支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童虐待防止強化事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	児童虐待の未然防止、対応強化を目的とした児童相談所の体制強化・職員の専門性向上、市町村など関係機関との連携体制の強化・対応力向上支援等を実施。 【実施主体:国・県】
子どもの貧困対策推進事業(市町村が行う子どもの貧困対策への支援,研修会の開催等) (子育て社会推進室)	地域のニーズや社会資源に応じた子どもの貧困対策を推進していくため、市町村が行う事業に対する助成や市町村担当者を対象とした研修会を実施する。 ○子どもの貧困対策市町村支援事業 …市町村が地域の実情に応じて取り組む子どもの貧困対策事業に対して助成金を交付 ○市町村担当者研修会 …市町村の子どもの貧困対策事業担当者を対象とした研修会を実施することにより、市町村における取組強化及び支援体制の充実を図る。 【実施主体:県・市町村】
子ども・若者支援体制強化事業 (共同参画社会推進課)	社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子どもに対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、幅広い関係機関の連携を推進する「子ども・若者支援地域協議会」と「子ども・若者総合相談センター」を設置する。 ○子ども・若者支援地域協議会運営事業 …「宮城県子ども・若者支援地域協議会」及び「石巻圏域子ども・若者支援地域協議会」を設置し、教育、福祉、保健、矯正、更生保護、雇用など関係機関による支援体制の連携強化を図る。

	<p>○子ども・若者総合相談センター設置事業 …ワンストップ相談窓口として「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」を設置し、関係機関の情報提供及び助言等を行い、確実な支援につなげる。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
--	---

④ ひとり親支援に係る相談体制の充実

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに効率的・効果的な対応が可能となるよう、関係機関と連携協力し、各種支援に適切につなげる体制の充実に努めます。

⑤ 相談職員の資質向上

【基本的な方向性】

- 複雑化する支援ニーズに対応するため、各種制度の相談員に対する研修等を充実させ、相談機能や専門性の向上を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立相談支援機関支援員等への研修 (社会福祉課)	<p>国主催の生活困窮者自立相談支援機関支援員等研修(前期)を受講し、県主催の同研修(後期)を受講することで、支援員等の資質向上及び人材育成を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県】</p>

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活支援

【基本的な方向性】

- 新型コロナウイルス感染症は、ひとり親家庭や非正規雇用者など、経済的に弱い立場に置かれている人々に最も深刻な影響をもたらします。
- 経済的な困窮と生活の不安、それに伴う心の問題は、子どもの貧困問題にもつながることから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた相談体制の整備と各種支援制度の活用を図ります。
- 非常時・緊急時に大きな影響を受けやすい生活困窮家庭の子どもたちを地域で支える活動を支援するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりや食の支援に取り組む団体の情報発信や連携体制の整備等を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課) 《再掲》	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの相談・支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、アウトリーチによる訪問を強化することにより早期発見、早期支援を行い、生活困窮に陥ることを防止する。 〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者 〈自立相談支援機関設置箇所〉 福祉事務所を設置する自治体単位に設置 【実施主体:国・県・市町村】
生活福祉資金貸付制度における貸付 (社会福祉課) 《再掲》	収入減少等があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度における資金の貸付を実施する。 【実施主体:宮城県社会福祉協議会】
フードバンク支援事業 (社会福祉課) 《再掲》	フードバンク活動を行っている団体に対し活動経費等の補助を行い、困窮世帯に対する食糧支援体制の充実を図るとともに、安定的食料確保につながる体制を構築する。 【実施主体:県】
児童扶養手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	ひとり親家庭等の児童について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したひとり親世帯に対する臨時給付金制度が開始される場合は、速やかな支給を行い、経済的不安の解消を図る。 【実施主体:県・市】
女性相談員設置事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	保健福祉事務所や女性相談センターに女性相談員を設置し、女性の抱える様々な相談に応じ助言・支援を行う。 【実施主体:県】
子どもの貧困対策推進事業 (子育て社会推進室) 《再掲》	地域に根ざして活動している子ども食堂に対して支援し、子どもが安心して過ごせる居場所の拡大を図る。 ○子どもの居場所づくり活動団体ネットワーク事業 …子ども食堂の運営や立ち上げに関する相談対応や子ども食堂同士のネットワーク構築に対する支援、寄附物品のマッチング支援等を行う ○子ども食堂支援事業 …子ども食堂の運営や立ち上げ、食糧配送等に必要な経費を援助し、負担の軽減を図る。 【実施主体:国・県・民間事業者等】
こころの相談窓口 (精神保健推進室)	家庭の悩みや災害等によるこころの不調、眠れない、気分が落ち込む、イライラするなどのこころの悩みについて、電話による相談に応じる。 【実施主体:県】

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1)職業生活の安定と向上のための支援

子育て世帯の経済的自立や生活の安定に資する取組を推進するとともに、家庭と仕事が両立できる環境づくりを進めます。

① 所得向上策の推進，職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

【基本的な方向性】

- 家庭と仕事の両立や働く女性に関する支援制度の周知等により、家庭と仕事が両立できる環境づくりや女性が働きやすい環境づくりを進めます。
- みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度を実施するとともに、専用ポータルサイトの運営等を通じ、労働者又は求職者が「働きたい・働き続けたい」と思えるような魅力ある企業の拡大を促進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
いきいき男女共同参画推進事業 (共同参画社会推進課)	<p>企業等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスについての普及啓発を図ることにより、女性も男性も能力を発揮しやすい両立支援等の充実した職場環境づくりを促進するとともに、キャリアアップを目指す女性や女性の活躍促進を支援する人材の育成を行い、男女共同参画の実現に資する。</p> <p>○「女性のチカラは企業の力」普及推進事業 …ポジティブ・アクション等の推進に取り組む企業等を「女性のチカラを活かす企業」として認証し、顕著な取組を行っている企業を知事表彰するほか、シンポジウムの開催や認証企業の取組事例を紹介するパンフレットを作成・配布することにより、普及啓発を図る。</p> <p>○いきいき男女共同参画人材育成事業 …キャリアアップを目指す女性の人材育成や、女性の活躍促進を支える人づくりを推進し、労働者が仕事と生活の両立を図りながら、企業等において能力を発揮し、いきいきと活躍し続けることを支援する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体：県】</p>
働き方改革促進事業 (雇用対策課)	<p>少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口の減少への対応，仕事と育児の両立など，労働者の多様化するライフスタイルに合った働き方が選択できる社会の実現が必要となっている。</p> <p>また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）より施行されている。</p> <p>このような状況を踏まえ，働き方改革を積極的に推進する民間事業者を県が支援し，労働環境改善に向けた取組を促進する。</p> <p>○みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度 …これから働き方改革に取り組み始める企業や，既に取り組ん</p>

	<p>でいる企業で、一定の要件を満たした企業に各種メリットを付与する。</p> <p>○みやぎ働き方改革応援サイト …専用ポータルサイトにて働き方改革に取り組む企業の紹介や、働き方改革に関する情報を網羅的に掲載し、情報発信する。 【実施主体:県】</p>
--	---

(2)ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭の生活基盤安定のため、就労支援や学び直しの支援に取り組むとともに、仕事と家庭の両立ができる環境を整えます。

① ひとり親家庭の親への就労支援

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談、支援等を行うひとり親家庭支援員を福祉事務所に配置するとともに、複雑化する課題への対応を図るため支援員の資質向上や、配置の促進に努めていきます。(再掲)
- 保健福祉事務所(福祉事務所)に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対して個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定することで自立促進を図ります。
- ひとり親家庭等の生活支援や就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図っていきます。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
自立支援プログラム策定事業 (子ども・家庭支援課)	<p>保健福祉事務所(福祉事務所)に自立支援プログラム策定員を配置して、児童扶養手当受給者に対して個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別に面接を実施 ・本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等の状況を把握 ・個々のケースに応じて支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定 ・策定後の状況を継続的にフォロー <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
母子父子家庭等就業・自立支援センター事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	<p>母子父子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等生活の安定と自立促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就業支援事業 …就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施

	<p>○就業情報提供事業 …求人情報の提供</p> <p>○就業支援講習会等事業 …就業準備等に関するセミナーの実施, 資格等を取得するための就業支援講習会の実施</p> <p>○地域生活支援事業 …生活相談の実施</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
--	---

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立(再掲)

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談, 支援等を行うひとり親家庭支援員を福祉事務所に配置するとともに, 複雑化する課題への対応を図るため支援員の資質向上や, 配置の促進に努めていきます。(再掲)
- ひとり親家庭が, 安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図るため, 一時的な家事援助, 保育等のサービス等, 必要な支援を行います。(再掲)
- 保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が一時的に困難な場合等に, 児童養護施設などで当該児童を一時的に預かり, 児童およびその家族の福祉の向上を図ります。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
ひとり親家庭支援員設置事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	ひとり親家庭等の相談に応じ, 自立に必要な指導助言や支援を行うため, 県保健福祉事務所や市福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置する。 【実施主体: 県・市町村】
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	ひとり親家庭及び寡婦が, 安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため, 修学や疾病などにより一時的に家事援助, 保育等のサービスが必要となった際に, 家庭生活支援員を派遣し, 又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話をを行う。 〈支援の対象〉 一時的に家事援助, 保育のサービスが必要な場合, 技能習得のための通学や就職活動, 病気や事故, 冠婚葬祭や出張 など 〈支援の内容〉 乳幼児の保育, 食事の世話, 身の回りの世話, 生活必需品等の買い物 など 【実施主体: 県・市町村】
地域子ども・子育て支援事業(ショートステイ, トワイライトステイ等) (子育て社会推進室) 《再掲》	保護者の疾病や仕事等の事由により, 児童の養育が一時的困難になった場合やその他緊急の場合に, 児童を児童養護施設等で一時的に保護する。 【実施主体: 市町村】

③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

【基本的な方向性】

- 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るなど、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ひとり親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等職業訓練促進給付金事業 (子ども・家庭支援課)	ひとり親家庭の保護者について、就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 〈対象資格〉 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等) 〈支給対象期間〉 修業する全期間(上限4年) 〈支給額〉 月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) ※修業期間の最後の12か月間は、4万円増額。 【実施主体: 県・市町村】
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (子ども・家庭支援課)	高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の保護者に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付ける。 〈貸付対象者〉 高等職業訓練促進給付金の支給対象となっている者 〈貸付額〉 ・入学準備金 50万円(養成機関入学時) ・就職準備金 20万円(養成機関を修了し、資格を取得した場合) 〈返還免除〉 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内等において、5年間その職に従事した場合 【実施主体: 国・県・市町村】
自立支援教育訓練給付金事業 (子ども・家庭支援課)	ひとり親家庭の保護者が自治体の定める教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部(受講料の6割相当額(上限20万円))を支給する。ただし、専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合は、修学年数×20万円(上限80万円)となる。 【実施主体: 県・市町村】

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子ども・家庭支援課)	高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する。 〈対象者〉 ひとり親家庭の親及び子ども 〈対象講座〉 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で実施主体が適当と認めるもの 〈支給内容〉 ・受講修了時給付金:受講費用の4割(上限10万円) ・合格時給付金:受講費用の2割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円) 【実施主体:国・県・市】
-----------------------------------	---

(3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

正規雇用の増加や生活困窮世帯への就労支援の取組を推進し、生活基盤の安定と経済的な自立を支援します。

① 就労機会の確保

【基本的な方向性】

- 保健福祉事務所(福祉事務所)に就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労意欲喚起や面接指導等を行い、就労によって経済的に自立できるよう支援します。
- 生活困窮者等の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活保護就労支援事業 (社会福祉課)	保健福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労意欲喚起や就労に向けた助言・指導を行い、就労により経済的に自立できるよう支援する。 【実施主体:県・市】
生活困窮者自立支援事業(就労支援等) (社会福祉課)	生活困窮者自立相談支援機関の就労支援員が、生活困窮者に対し、関係機関と連携し、就労に関する助言指導を行い、就労により経済的に自立できるよう支援する。 【実施主体:県・市】
生活保護受給者等就労自立促進事業 (社会福祉課/子ども家庭・支援課)	各公共職業安定所の就労ナビゲーターが、生活保護受給者、生活困窮者、児童扶養手当受給者に対して、就労に向けた助言・指導を行い、就労により経済的に自立できるよう支援する。 【実施主体:国】

② 親の学び直しの支援

【基本的な方向性】

- キャリアプランの再設計やリカレント教育等を通じて雇用機会を確保するという一連のプロセスを総合的に支援するため、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる体制の整備に努めます。

③ 非正規雇用から正規雇用への転換

【基本的な方向性】

- 若年者就職支援ワンストップセンターの設置による相談体制の整備など、若年層への就労支援の充実を図り、経済的な自立を支援します。(再掲)
- 経済的な安定が見込めない非正規雇用での就業を余儀なくされている就職氷河期世代を対象として、地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用した就労支援を行うことで正規雇用への転換を推進し、安定した生活基盤が確保できるよう支援します。

【主な取組】

事業名	事業内容
若年層就職支援事業 (雇用対策課) 《再掲》	<p>【みやぎジョブカフェ】</p> <p>若者の就職支援をワンストップで行う「みやぎジョブカフェ」を設置・運営し、フリーターの就職や非正規労働者の正社員へ転職等を支援する。</p> <p>※①～③: 県, ④: 国(若年者地域連携事業)</p> <p>① キャリアコンサルティング ② 就職支援セミナーの実施 ③ 企業採用コンシェルジュの配置 ④ 合同企業説明会やセミナー開催, 併設ハローワーク等による職業紹介の実施</p> <p>【地域若者サポートステーション】</p> <p>国と連携し, ひきこもり・ニート等若年無業者の職業的自立を支援する。</p> <p>(1) 若者サポートステーション支援事業費委託</p> <p>国が県内3か所(仙台, 石巻, 大崎)に設置した若者サポートステーションが実施する支援のうち, 次の事項を県からの委託として措置する。</p> <p>①臨床心理士によるカウンセリング(職業的自立に向けた相談) ②職業ふれあい事業(職業講話, 就活セミナー, ビジネスマナー等) ③ジョブトレーニング(職場見学, 職場体験, ボランティア活動)</p> <p>(2) 「宮城県若者自立支援ネットワーク会議」の開催</p> <p>関係22機関によるネットワーク会議を開催し, 円滑な連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・市町村・その他関係機関】</p>
就職氷河期世代支援事業 (雇用対策課)	<p>「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し, 宮城労働局など関係機関と連携しながら就職氷河期世代の方の就労・自立を支援する。</p>

	<p>1 就職氷河期世代への就労支援の実施 県の就職支援施設における相談の平日夜間・休日拡充, 就職説明会, 相談会の開催等</p> <p>2 みやぎ「働く一歩」応援制度の実施 有償の就業体験と前後の研修を通じ, 仕事や企業, 社会への理解を深めることができるよう, 就業体験支援制度を実施。</p> <p>3 市町村の取組への支援 市町村の取組について, 県が事業計画を取りまとめ, 国に申請を行い補助金を交付。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>
--	---

4 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるためには、世帯の生活の安定が重要であることから、その下支えとなる児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施していきます。

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

【基本的な方向性】

- 児童手当・児童扶養手当等の支給を着実に実施し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進等を図ります。
- 母子・父子家庭及び父母のない児童の家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童扶養手当給付事業 (子ども・家庭支援課) 《再掲》	ひとり親家庭等の児童について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。 〈手当額〉 ※()は、所得制限による手当額 児童1人の場合 月額 43,160円(43,150円～10,180円) 児童2人以上の加算額 2人目 月額 10,190円(10,180円～5,100円) 3人目以降 月額 6,110円(6,100円～3,060円) 【実施主体:県・市】
特別児童扶養手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	精神又は身体に障害を有する児童(20歳未満)について、特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。 〈手当額〉 1級 月額 52,500円 2級 月額 34,970円 【実施主体:国】
児童手当給付事業 (子ども・家庭支援課)	子育て世帯の生活の安定に寄与するものとして、中学生までの児童を養育している世帯に児童手当を支給する。 〈手当額〉 0～3歳未満, 3歳～小学生(第3子以降) 月額 15,000円 3歳～小学生(第2子まで), 中学生 月額 10,000円ほか 【実施主体:市町村】
母子父子家庭医療費助成事業 (子ども・家庭支援課)	母子父子家庭の医療費助成を行う市町村に対し、助成額の1/2を補助する。 〈補助対象者〉 母子・父子家庭の18歳の年度末までの児童, 18歳の年度末までの児童を扶養する母子・父子家庭の母・父, 父母のない18歳の年度末までの児童

	〈自己負担額〉 入院 2,000円/件 通院 1,000円/件 【実施主体:市町村】
--	---

② 養育費の確保の推進

【基本的な方向性】

- 両親の離婚後の子どもの養育については、子どもの最善の利益を図る観点から検討される必要があります。子どもの健やかな成長と生活の安定のため、養育費や面会交流の取り決めは重要であることから、養育費等に対する理解について啓発活動を推進するとともに、養育費の支払いを強制的に履行させるために必要な公正証書等の作成費用を補助するなど、取り組みを強化していきます。
- 専門的な知識を要する養育費に関する問題の解決を図るため、弁護士による無料の相談を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
養育費確保対策事業 (子ども・家庭支援課)	1 ひとり親家庭等特別相談事業 ひとり親家庭が抱える諸問題のうち、養育費等専門的な知識を必要とする問題を解決するため、母子・父子福祉センター及び保健福祉事務所において弁護士による無料の法律相談を実施する。 2 養育費普及啓発事業 養育費取得手続や相談窓口など必要な情報について情報発信を行うとともに、養育費についての理解が広がるよう、啓発資料の配布などにより啓発活動を推進する。 3 養育費研修事業 ひとり親家庭の相談に関わる相談員向けに、養育費に関する研修会を開催する。 4 養育費債務名義化促進事業 養育費の債務名義化のため公正証書の作成等にかかる必要を一部補助する。 【実施主体:県】

③ 教育費負担の軽減(再掲)

【基本的な方向性】

- 就学援助事業や高等教育の修学支援新制度等を着実に実施し、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等学校等就学支援金事業 (私学・公益法人課) 《再掲》	<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者等の算定基準額(合算額)が304,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料に対して就学支援金を支給し、教育費負担の軽減を図る。</p> <p>支給上限額(生徒一人当たり年額)(全日制課程の場合) 396,000円(算定基準額154,500円未満) 118,800円(算定基準額304,200円未満)</p> <p>【実施主体:国】</p>
私立高等学校等就学支援金上乘せ補助 (私学・公益法人課) 《再掲》	<p>県内の私立高等学校等に在学し、算定基準額が154,500円を超え、就学支援金が最大まで支給されない世帯に対して補助を行い、教育費負担の軽減を図る。</p> <p>補助上限額(生徒一人当たり年額) 118,800円(算定基準額154,500円以上167,100円未満)</p> <p>【実施主体:県】</p>
私立高校授業料軽減補助 (私学・公益法人課) 《再掲》	<p>県内の私立高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒に対して学校等が行った授業料の減免に対して補助を行い、保護者等の負担軽減を図る。</p> <p>補助上限額(生徒一人当たり年額) 396,000円(算定基準額154,500円未満) 118,800円(算定基準額304,200円未満)</p> <p>※高等学校等就学支援金の支給を受ける場合、その額を除する</p> <p>【実施主体:県】</p>
高校生等奨学給付金 (私立学校) (私学・公益法人課) 《再掲》	<p>保護者等が県内に住所を有し、市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において、授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>〈給付額(生徒一人当たり年額)〉 50,100円(非課税世帯・通信制)～ 150,000円(非課税世帯・私立全日制または定時制校・第2子以降)</p> <p>【実施主体:国・県】</p>
高等教育の修学支援新制度 (私学・公益法人課) 《再掲》	<p>機関要件を満たす大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生・生徒に対し、授業料・入学金減免及び給付型奨学金支給の支援を行う。</p> <p>【実施主体:国・県・市町村・学校設置者】</p>
東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業(東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金) (教育庁総務課) 《再掲》	<p>東日本大震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し、安定した学びの機会の確保と希望する進路選択を実現できるよう、奨学金を給付し、その修学を支援する。</p> <p>〈奨学金の対象及び金額〉 小学生 月額金 30,000円, 卒業時一時金 150,000円 中学生 月額金 40,000円, 卒業時一時金 200,000円 高校生等 月額金 50,000円, 卒業時一時金 600,000円 大学生等 月額金(自宅) 60,000円(自宅外)100,000円</p> <p>【実施主体:県】</p>

<p>遺児等対策事業(遺児等サポート奨学金) (教育庁総務課) 《再掲》</p>	<p>東日本大震災以外の要因で保護者を亡くした小学生及び中学生が、安定した学校生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、奨学金を給付し、その修学を支援する。 〈奨学金の対象及び金額〉 小学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 150,000円 中学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 200,000円 【実施主体:県】</p>
<p>就学援助事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができることを目的に、市町村が学校教育法第19条の規定に基づき、保護者に行う就学援助に対して、関係法令に基づき必要な援助を行う。 〈対象者〉 生活保護法に規定する要保護者及び市町村が定める基準に該当する準要保護者 〈対象費目〉 学用品費, 通学用品費, 校外活動費, 通学費, 修学旅行費, 体育実技用具費, 新入学児童生徒学用品費, 医療費, 学校給食費, クラブ活動費, 生徒会費, PTA会費 【実施主体:国・市町村】</p>
<p>被災児童生徒就学支援事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して、児童生徒の就学の機会を確保するため、必要な就学援助を実施した市町村を支援する。 〈対象者〉 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等 〈対象費目〉 学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 医療費等 【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>高校生等奨学給付金 (国公立学校) (高校教育課) 《再掲》</p>	<p>保護者等の市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において、授業料以外の教育費の負担軽減を図る。 〈給付額(生徒一人当たり年額)〉 32,300円(生活保護受給世帯・国公立全日制又は定時制校)～ 129,700円(非課税世帯・国公立全日制又は定時制校・第2子以降) 【実施主体:国・県】</p>
<p>高等学校等就学支援金事業 (高校教育課) 《再掲》</p>	<p>家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する)が304,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料相当額を就学支援金として支給し、教育費負担の軽減を図る。 【実施主体:国】</p>
<p>高等学校等育英奨学資金貸付事業 (高校教育課) 《再掲》</p>	<p>高等学校等に在学する優れた生徒であって、経済的理由によって修学に困難がある者に奨学資金を貸し付けることにより、修学を支援し有為な人材の育成を図る。 ○高等学校等育英奨学資金貸付 〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学) 【実施主体:県】</p>

参考資料

子どもの貧困対策の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・79

子供の貧困対策に関する大綱の概要・・・・・・・・・・・・・・83

計画の策定に当たり意見等を聴取した審議会など・・・・・・・・・・88

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

宮城県次世代育成支援対策地域協議会

宮城県子ども・子育て会議

計画の策定に当たり意見等を聴取した関係団体とヒアリング概要・94

特定非営利活動法人せんだいこども食堂

特定非営利活動法人アスイク

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ

社会福祉法人ロザリオの聖母会

社会福祉法人キリスト教育児院

社会福祉法人宮城県福祉事業協会

一般社団法人フードバンクいしのまき

一般社団法人パーソナルサポートセンター

一般社団法人気仙沼あそびーばーの会

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

計画の策定に当たり実施した当事者ヒアリング概要・・・・・・・・・・114

子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係

者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ① 前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 - 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

○ 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備

少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

○ 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

2. 生活の安定に資するための支援

○ **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

○ **生活困窮家庭の親の自立支援**

生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ **ひとり親への就労支援**

資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

○ 児童扶養手当制度の着実な実施

支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）

○ 養育費の確保の推進

養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

○ **地方公共団体の計画策定等支援**

○ 子供の未来応援国民運動の推進

子供の未来応援基金等の活用

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率
など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

< 施策の推進体制等 >

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の具直し

< 子供の貧困に関する調査研究等 >

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

＜分野横断的な基本方針＞

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

＜分野ごとの基本方針＞

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ひとり親世帯 (平成29年) 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
 - 子供がある全世帯 (平成29年) 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ひとり親世帯 (平成29年) 食料が買えない経験 34.9%
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 39.7%
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - 子供がある全世帯 (平成29年) 食料が買えない経験 16.9%
(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 20.9%
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ひとり親世帯 (平成29年) 重要な事柄の相談 8.9%
いざというときのお金の援助 25.9%
 - 等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十位 (平成29年) 重要な事柄の相談 7.2%
いざというときのお金の援助 20.4%

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - 国民生活基礎調査 13.9% (平成27年)
 - 全国消費実態調査 7.9% (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - 国民生活基礎調査 50.8% (平成27年)
 - 全国消費実態調査 47.7% (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - 母子世帯 42.9% (平成28年度)
 - 父子世帯 20.8% (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - 母子世帯 69.8% (平成28年度)
 - 父子世帯 90.2% (平成28年度)

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - 中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)
 - 高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - 中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日現在)
 - 高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - 小学校 50.9% (平成30年度)
 - 中学校 58.4% (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - 小学校 67.6% (平成30年度)
 - 中学校 89.0% (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - 小学校 47.2% (平成30年度)
 - 中学校 56.8% (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - 大学 -短期大学 -高等専門学校 -専門学校

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - 母子世帯 80.8% (平成27年)
 - 父子世帯 88.1% (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - 母子世帯 44.4% (平成27年)
 - 父子世帯 69.4% (平成27年)

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての**学校指導・運営体制の構築**
 - ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・ 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における**修学継続のための支援** ・ 高校中退の予防のための取組 ・ 高校中退後の支援
- 大学等進学に対する**教育機会の提供** ・ 高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への**支援** ・ 児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・ 特別支援教育に関する支援の充実 ・ 外国人児童生徒等への支援
- **教育費負担の軽減** ・ 義務教育段階の就学支援の充実 ・ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・ 生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における**学習支援等** ・ 地域学校協働活動における学習支援等 ・ 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の**教育支援** ・ 学生支援ネットワークの構築 ・ 夜間中学の設置促進・充実 ・ 学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・ 多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の**妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援** ・ 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- **保護者の生活支援** ・ 保護者の自立支援 ・ 保育等の確保 ・ 保護者の育児負担の軽減
- **子供の生活支援** ・ 生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・ 社会的養育が必要な子供への生活支援 ・ 食育の推進に関する支援
- **子供の就労支援** ・ 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・ 高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・ 子供の社会的自立の確立のための支援
- **住宅に関する支援**
- **児童養護施設退所者等に関する支援** ・ 家庭への復帰支援 ・ 退所等後の相談支援
- **支援体制の強化** ・ 児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・ 社会的養護の体制整備 ・ 市町村等の体制強化
 - ・ ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・ 相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **職業生活の安定と向上のための支援** ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- **ひとり親に対する就労支援** ・ ひとり親家庭の親への就労支援 ・ 職業と家庭の両立 ・ 学び直しの支援 ・ 企業表彰
- **ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援** ・ 就労機会の確保 ・ 学び直しの支援 ・ 非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

VI 施策の推進体制等

- 国における**推進体制** ・ 地域における**施策推進への支援**
- 官公民の**連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開**
- **施策の実施状況等の検証・評価** ・ 大綱の見直し

計画の策定に当たり意見等を聴取した審議会など

この計画の策定に当たっては、知事を本部長として庁内の部局長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」及び関係課室長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会」のほか、庁外の学識経験者、市町村関係者、子ども・子育て団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」における意見、議論、検討、提言などを基に策定されました。

(1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部

宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 個別的事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関係する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て社会推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	公営企業管理者 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 出納局長 教育長 警察本部長
----	---

別表2 (第4条関係)

幹事長	保健福祉部次長
幹事	人事課長 震災復興・企画総務課長 環境生活総務課長 保健福祉総務課長 経済商工観光総務課長 農政総務課長 水産林政総務課長 土木総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 警察本部生活安全部少年課長

次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 次世代育成支援対策の推進に係る団体の役員又は職員

三 次世代育成支援対策に関心を有する者

四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に對し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順
(令和3年3月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
2	阿部 敬子	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課長
3	阿部 祥大	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
4	荒木 裕美	関係団体代表	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会理事
5	海野 京子	一般公募	
6	岡 文	関係団体代表	宮城県小学校長会理事
7	君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
8	佐々木 貴子	関係団体代表	宮城県中学校長会会員
9	佐藤 善司	関係団体代表	宮城県民生委員児童委員協議会理事
10	佐藤 憲康	関係団体代表	仙台商工会議所事務局総務管理部部長
11	高野 幸子	関係団体代表	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
12	高橋 由美	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会会員
13	根来 興宣	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長
14	本多 恵子	一般公募	

(3) 宮城県子ども・子育て会議

子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日
宮城県条例第五十四号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順

(令和3年3月現在)

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
2	阿部 敬子	関係行政機関	石巻市福祉部子育て支援課長
3	阿部 祥大	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
4	荒木 裕美	関係団体代表	宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会理事
5	岡 文	関係団体代表	宮城県小学校長会理事
6	君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
7	小林 純子	関係団体代表	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事
8	佐々木 貴子	関係団体代表	宮城県中学校長会会員
9	佐々木 とし子	関係団体代表	宮城県地域活動(母親クラブ)連絡協議会会長
10	佐藤 善司	関係団体代表	宮城県民生委員児童委員協議会理事
11	佐藤 憲康	関係団体代表	仙台商工会議所事務局総務管理部部長
12	高野 幸子	関係団体代表	一般社団法人宮城県保育協議会副会長
13	高橋 由美	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会会員
14	竹下 小百合	一般公募	
15	根来 興宣	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会副理事長

計画の策定に当たり意見等を聴取
した関係団体とヒアリング概要

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：特定非営利活動法人せんだいこども食堂

実施日：令和2年10月26日

概要

1 子どもたちの現状について

(1) 支援している子どもや家庭の現状

- ・困窮は進んでいると感じる。電話やライフラインが止められている家庭もある。心身に不調があり服薬が必要なのに病院受診を控えている親もいると聞く。特にひとり親家庭では一層厳しくなっている。

(2) 東日本大震災の影響

- ・辛い状況になると、震災時の体験が思い出されて不安感が増幅する方がいる。
- ・一方で、台風被害やコロナ禍にあっても「震災時に比べれば住むところがあるだけ安心」と、被災を乗り越えてきた経験が強さにつながっている人もいる。そういう人は地域や支援者とのつながりがある。
- ・震災時の借入の返済がコロナで滞ってしまった方がいる。収入が減少する中で、今後の生活だけではなく返済についても不安を募らせている。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・相談先がなかったり、交流の機会がない家庭が孤立を深めた。
- ・精神疾患を抱える子どもの状態が悪化したり、臨時休業が終わっても学校に行けなかったりするケースもある。
- ・非正規雇用のひとり親で失業したり休業せざるを得なかった家庭では、経済的な困窮が進んでいる。
- ・一方で、失業したが、複数のサポートを受けながら就職活動をして正社員になった人もいる。食料支援等を通じた交流が励みになったこと、制度に丁寧につないだことで、コロナ禍でも状況が改善するなど、支援する側としてもうれしい事例があった。

2 取り組んでいる支援について

(1) 支援の内容

- ・仙台市内3箇所で子ども食堂を開催していたが、コロナ禍でこども食堂が開けないことから、3月からフードパントリーを行い、およそ3tの食材をひとり親家庭などに配った。4月以降は宅配に切り替え、月1回約50家庭に食材等を配送している。
- ・各家庭や子どもたちと交流が途切れないよう、手紙や折り紙、クイズ、おすすめレシピ等を同封し、返信用のハガキも入れている。クイズは食材の寄附者から出題してもらうことで交流を図っている。

(2)工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・コロナ禍で活動するボランティアの感染防止対策には十分な配慮をしている。活動の人数を限定せざるを得ないが、普段の活動を支えてくれる寄附者やボランティアとのつながりを絶やさ

ないよう工夫している。

- ・宅配で送る食材は、ニーズを踏まえた上でおいしいものを選ぶとともに、家族で楽しめるようおもちゃを入れるなど工夫をしている。
- ・ハガキで子どもから返信をもらうことで、直接のつながりを切らさないようにしている。
- ・寄附者や応援者が増えている。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・子ども食堂のネットワークを立ち上げる予定。コロナ禍で厳しい状況が続いているが、子ども食堂の立ち上げ支援だけでなく、再開や継続への支援も実施し、地域の社会資源として、自治体・企業・学校・生産者とも連携して、子どもと親の「当たり前の日常」を支えていきたい。
- ・将来的には、夜間の子どもの居場所づくりに取り組みたい。夜間ひとりで過ごさざるを得ない子どもたちが、身近な地域で気軽に利用できる居場所が必要だと感じており、先行して取り組むことで事業のモデルとなり、他地域に普及させていきたい。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・顔が見える関係が築けることが地域の強みだが、地域で生きづらさを抱えている方は地域の外でつながることも大切。多様な支援のチャンネルがあると良い。
- ・子ども食堂だけでなく、校内カフェなど様々な居場所を増やしていきたい。学校や卒業生、商店街など、いろいろな大人が支える体制を作りたい。「一人の子どもに地域で何人の応援団を作れるか」と伝えている。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・マンパワーの不足が課題。専門職の協力ももらっていたが、コロナ禍で、ボランティア活動に規制がかかった人もいる。フルタイムで仕事をしながら、緊急のコロナ対応でフードパントリーや宅配への事業転換があり、ニーズ把握や資金調達など様々な業務が発生し、時間的にも体力的にも限界という中で活動してきた。
- ・今後は若い世代も含め、幅広い世代の人に活動に参加してもらえるようにしていきたい。

(3) 地域の目指す将来像

- ・小学校区に1つ以上、子ども食堂やプレーパーク等の子どもの居場所があること。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・次年度の予算獲得の前に、活動団体のニーズを聴いてから制度を検討してほしい。
- ・活動団体が利用しやすいように、制度は分かりやすく簡潔なものにしてほしい。
- ・コロナ禍での子ども食堂への支援では、活動実績がある団体に対し、申請によらず、一律に資金を配った自治体もあり、そうした先進自治体の取組を参考にしてほしい。
- ・今後、圏域毎の子ども食堂ネットワークの立ち上げも支援していくこととしており、各圏域の市町村とも連携や情報共有の協力をお願いしたい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：特定非営利活動法人アスイク

実施日：令和2年10月30日

概要

1 子どもたちの現状について

(1) 支援している子どもや家庭の現状

- ・ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもたちを対象に学習支援を行っている。メンタルの不調や体調不良を抱えている親が多い印象。
- ・親自身が中卒・高校中退という場合、職業選択が限定されて不安定な就労にならざるを得なかったり、子どもの進路選択にも前向きになれなかったりする。
- ・経済的な問題だけでなく、不登校や親子関係に問題を抱え支援を求めている家庭もある。

(2) 東日本大震災の影響

- ・現時点で直接的な影響の残るケースはないが、家庭環境が大きく変わるなど間接的な影響はあるだろう。今後、被災者支援は減っていくだろうが、生活の実態が分からないまま支援を切ってしまうことには心配がある。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・食料支援を行っている生活困窮家庭に定期的にアンケート調査を実施しており、失業や減収した家庭が4割程度あった。給付金などで一旦改善したが、再度悪化しており、今後さらに厳しくなると思われる。そうなる子どもへの影響も懸念され、臨時特別給付金の再給付など生活困窮家庭への何らかの支援は必要ではないか。
- ・非正規雇用のホテル清掃などコロナ禍でシフトが減って収入がなくなり、ダブルワーク・トリプルワークとなっている家庭もある。時間的な余裕もなく、安定した仕事に就くために就労支援を受けることも難しいため、厳しい状況に留まらざるを得ない。

2 取り組んでいる支援について

(1) 支援の内容

- ・生活困窮家庭の児童を対象にした学習・生活支援事業（県（町村分）、仙台市、岩沼市、白石市）
- ・仙台市内で、夜間型の保育園や児童館（放課後児童クラブ）、フリースクールの運営。
- ・多賀城市内での子ども食堂の実施。
- ・コロナ禍で、食料の宅配を開始し、毎月およそ300世帯に配布。そのために自前のフードバンクも設けている。

(2) 工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・食料支援をきっかけに、困っている家庭とつながれたり、子どもが学習支援に参加するようになったケースがあった。コロナ禍の中で始まった食料支援だが、既存の支援制度につなげたり、家庭訪問することで生活実態が見えたり、子どもの見守りを行ったりすることが可能となるなど有効性を感じている。自分から相談に出向けない家庭・なかなか支援につなげられない家庭へ

のアウトリーチ支援としても受け入れられやすいのではないかと。

- ・学習・生活支援事業でも家庭支援の視点で対応できるのが強みであり、震災後から支援を続けてきた枠組みが生きている。
- ・学習・生活支援事業は対象地域が広く、送迎が課題となっているが、ファミリー・サポート事業を活用して送迎を行うなど、既存の制度を活用してうまく対応できた町もある。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・食料配布を入り口にした見守りやアウトリーチは有効だと感じており、続けられたらいいと思うが、食料も寄附だけではまかなえず、人件費もかかることから、費用面で課題がある。今年度は寄附金や民間の助成金を活用しているが、次年度以降は見通せず、制度化が望まれる。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・震災後に立ち上がったNPOが地域で活動を継続しているところ。
- ・熱意と工夫で前向きに協働してくれる町があること。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・地域によっては、子どもの貧困対策や生活困窮者自立支援事業に対する理解が不足していると感じる。地域の格差解消が課題。

(3) 地域の目指す将来像

- ・法人の事業目的として「困難を抱えた子どもたちが、多様な関係の中ではぐくまれ、見守られる社会をつくる」ことを掲げており、市民、行政、企業と協働しながら、実現に向けて取組を進めていきたい。
- ・どの地域に暮らしていたとしても、身近な地域で、困っている子どもや保護者が困っていることに気付いてもらえて、必要などころにつながって、サポートを受けられることが目標。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・コロナ禍で税収は厳しくなるだろうが、貧困対策はコロナ禍だからこそ一層力を入れていくべき優先順位が高い施策。困窮家庭への現金給付も検討する必要がある。
- ・子どもの貧困対策として、学習支援だけでは限りがある。アウトリーチ支援が有効だと思うが、人手が必要であり事業費が確保できないと本格的に取り組むことは難しい。継続性のある制度として整備されることを希望する。国の制度をうまく活用するなど、財源の確保にも工夫の余地があるのではないかと。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ

実施日：令和2年11月4日

概要

1 子どもたちの現状について

(1) 支援している子どもや家庭の現状

- ・震災前から、ひとり親家庭からの経済的理由での相談は多かったが、震災及び今回のコロナ禍でより一層深刻さが増している。経済的な問題に加え、精神的問題も抱えるケースや、子どもが不登校になっているケースも多い。
- ・子どもからの相談では、性の問題に関する相談が特に男子から増えており、きちんとした性教育の必要性を感じている。
- ・電話をかけて相談できる人はまだいいが、誰にも相談できないでいる人が心配。

(2) 東日本大震災の影響

- ・震災から10年近く経ち、当時高校生だった世代が、今は親となる時期になっているが、十分なケアが受けられず傷つきを抱えたまま乗り越えられていない人への支援は、今後も続けていく必要がある。
- ・避難所から仮設住宅、災害公営住宅と生活の場が移り、支援者も入れ替わる中で孤立している人もいる。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・突然の学校休校で、元々家庭に居場所がなかった子どもたちが、家から逃げられなくなった。
- ・学校の給食がなくなって、食事が減ったり、インスタント食品ばかりなど質が悪化した子どももいる。
- ・子どもだけで家にいる時間が増えた影響か、SNSで性トラブルに巻き込まれたり、予期しない妊娠など性の問題が増えた印象がある。
- ・非正規雇用の家庭を中心に経済状況も悪くなっており、自立に向けて努力していたが生活保護に戻ってしまったケースもある。
- ・ボランティアの協力が得られにくくなっており、いつ終わるのか分からない不安感がつきまとっている。
- ・一方で、リモートで授業が受けられることになったため、不登校の子どもが授業を受けられるなどいい面に働いている例もある。ただ、家庭学習でもパソコンやタブレットの有無など家庭環境の差が生じている。

2 取り組んでいる支援について

(1) 支援の内容

- ・チャイルドラインとして子どもからの電話相談を受けるほか、傾聴の講座や研修の開催。
- ・社会的養護出身の子どもたちへのアフターケアでは、60人程の登録があり、うち5人程度は継続して支援している。県の委託事業だけでなく、民間助成を活用し、家賃や生活の支援を行ったり、食料を宅配しながら近況を聞いたりしている。
- ・震災後に子ども・子育て支援を行っている団体のネットワークを立ち上げ、情報共有や連携の機会として定期的に会議を開催している。

(2) 工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・県からの委託事業に関しては、関係団体と連携しながら運営できていると思う。
- ・委託事業の範囲ではできないことも、民間助成を活用して取り組むことができている。
- ・対象者と話し合いながら支援ができている。細々とでもつながっていただけるよう意識している。
- ・全国で児童養護施設出身者のネットワークが出来つつある。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・チャイルドラインを24時間受付可能にしたいが、全国的にボランティア人材が少ないのは課題。チャイルドラインのHPでは、子どもが気持ちを吐き出せる場として「つぶやく」というページを設けており、月800件程度の投稿がある。公開・非公開は選べるが、3/4が公開を選んでいる。電話以外の手法も含め、できるだけ子どもたちの声を聞ける機会を確保し、つながれない子どもを減らしていきたい。
- ・児童養護施設から退所した子どもが、生活を学ぶ場を設けたい。施設でずっと暮らした子どもは、我々が当たり前と思っていることが当たり前ではない。退所後すぐにひとり暮らしをするのは難しい部分があるので、段階的に自立できるよう支援したい。そのための自立支援ホームを増やしていきたいが、職員の確保が課題であり、人件費も含めた公的な支援があるとよい。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・震災後の支援が定着している地域は、その体制を今後も生かせるとよい。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・地域ごとに支援体制の差が大きい。そのため、同じ制度でカバーすることは難しい。
- ・色々な支援事業はあるが、やはり現場や住民の声を聴くことは大事。
- ・分娩できる産婦人科が減少しているなど、少子化対策と言いながらも環境整備の面では逆行しているのではと懸念している。
- ・保育所整備はハード面だけでなく、保育士確保のための処遇改善が必要。

(3) 地域の目指す将来像

- ・若い世代がここで子育てしたいと思える地域。若い世代が地元で働く意欲を持ち、未来を描けるような経済状況や環境が整っている地域。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・高齢化が進む現在、地域における共助には限界があるので、自治体がNPOなど民間団体を支援していくことが大切。支援と言っても、委託してあとはお任せというのではなく、自治体もしっかりと現場の声を聴いて、共に事業を行いながら団体を育てていくという姿勢を持ってほしい。
- ・市町村の取組が大切になるので、丁寧に働きかけてほしい。地域の中にちょっと汗をかく人間がいるとうまく回る。人の意欲に火を付けるのはNPOが得意なので、うまく連携してほしい。
- ・行政のトップからも教育や福祉のことをもっと発信してほしい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：社会福祉法人ロザリオの聖母会（児童養護施設 仙台天使園）

実施日：令和2年11月4日

概要

1 子どもたちの現状について

（1）支援している子どもや家庭の現状

- ・入所している子どもたちの家庭の背景として貧困は多い。家庭養育優先で家庭復帰か里親委託となるが、貧困など家庭の背景が変わらないと家庭復帰を目指して支援していても難しい。
- ・支援学級に在籍する子や発達障害のある子が増えている。小さいときに周りの大人がどう関わるかが大切だが、適切なケアを受けられずに育った子が多い。
- ・里親への委託が進んでいることもあり、小さい子の入所が少なくなった。年齢構成が変わると対応の難しさも増す。
- ・高校卒業後に進学するケースも以前より増えてきた。高等教育無償化で選択肢が広がったが、親の支援を受けられない子にとって、措置費の範囲ではお金が足りない。

（2）東日本大震災の影響

- ・現時点では特にはない。
- ・親族里親に養育された震災孤児が、途中から施設入所となるケースも生じるのではと心配されたが、そのようなケースはなかった。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響

- ・集団生活であり、感染防止対策は職員の負担が大きい。また、学校が長期間休校になってしまったため、勤務体制を確保するのが難しかった。
- ・子どもたちも、家族との面会や帰省ができない期間が長かった。

2 取り組んでいる支援について

（1）支援の内容

- ・児童養護施設の本体でもユニットに分けて小規模グループで生活しているが、より家庭に近い生活ができるよう地域小規模化を進めており、仙台市内に4カ所設置している。子ども達の成長を感じる一方、担当する職員の負担は大きい。適当な物件を探すのも大変だった。

（2）工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・児童養護施設からの高卒後の進学率は25%くらいだが、最近は進学を希望する子が増えており、一昨年度には初めて4年制大学に進学した学生がいた。
- ・寄附金を原資とした仙台天使園独自の「自立支援基金」を活用し、進学時などに支援している。寄附金についてはホームページで募るほか、昔からの支援者から応援してもらうことも多い。

（3）今後、実施したい取組・課題等

- ・ショートステイやトワイライトステイなど、施設の多機能化を進めたい。
- ・空いているスペースを、未就学児を持つ地域の親子や学習支援も兼ねた子どもの居場所として開放するなど、将来的には地域の子どもの子育て家庭への支援もできるといい。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・本体施設がある茂庭台地域には小学校・中学校が1つしかないこともあり、民生委員や自治会長など地域の大人達が、子どもたちのことをよく知っている。そうしたつながりが残っている点は強みであり、施設としても何か関わりを持っていきたい。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・県域全体で考えると、県南に社会的養護の受け皿が少ない。家庭支援のしやすさを考えても、身近な場所に施設があった方がよいのではないかと。地域小規模児童養護施設でもファミリーホームでもいいが、県域のバランスを見て施設整備を考える視点が必要ではないかと。

(3) 地域の目指す将来像

- ・仙台市教育委員会が提唱する「仙台版コミュニティ・スクール」が次年度から茂庭台地区で設置に向けて始動する。学校を核とした地域づくりに、本体施設は協力をしていく。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・県立・市立で、特別支援学級に在籍する子ども（特に療育手帳に該当しない子）の進学を受け皿がもっと必要ではないかと。通学しやすい場所が望ましい。
- ・県の自立支援資金貸付は活用しているが、進学する際は高等教育無償化の対象とならない費用（入学準備金・設備費・教材費等）の手当てがあるとよい。民間助成という手段もあるが、条件が厳しいことが多くハードルが高い。
- ・仙台市と県の各児童相談所で、職員体制や援助方針の進め方などが異なり、施設としてはやりにくい面がある。また、担当職員が1年～数年で変更になってしまうが、それまで培ってきた知識や経験、関係性がリセットされてしまうため、もっと長く関わられるようにしてもらいたい。
- ・児童相談所の土日休みを見直してはどうか。緊急時の対応のほか、面会や帰省は土日が多いため、家庭支援も進めやすくなる。また、書類を電子データでやりとりするなど、業務のICT化も進めてほしい。
- ・施設の多機能化について、行政でリーダーシップを取って進めてほしい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：社会福祉法人キリスト教育児院（児童養護施設：丘の家子どもホーム等）

実施日：令和2年11月5日

概要

1 子どもたちの現状について

（1）支援している子どもや家庭の現状

- ・ひとり親家庭，虐待の問題を抱える家庭が多い。根底に貧困がある場合も多く，経済的な問題だけでなく，深夜まで仕事をして，子どもに「いってらっしゃい」も言えないなど，本来やらなければならないことができない，子育てに大事なことが省かれてしまっていると感じる。
- ・特に乳幼児期の育ちは重要で，人格形成や心身の発達に大きな影響を及ぼす。親も一緒に育てる，社会全体で家庭を見守り，応援するという意識が必要になっている。

（2）東日本大震災の影響

- ・震災孤児のほとんどが祖父母，おじ・おば，兄弟など親族に養育され，施設で預かった子は少なかった。
- ・里親支援をする中で，狭い仮設住宅での暮らしや高齢化などの課題もあったが，家族を失った喪失感は時間が経つごとに増し，深刻な問題である。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響

- ・親子の面会や外泊など，通常行ってきた家庭との交流を制限せざるを得なかった。また，集団生活をしているため，感染者を出さないようにというプレッシャーを職員は感じていたと思う。

2 取り組んでいる支援について

（1）支援の内容

- ・児童養護施設・地域小規模児童養護施設・乳児院・里親支援センター・児童心理治療施設
一時保護委託専用施設，ショートステイなど

（2）工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・児童養護施設でも元々小舎制をとってきたが，より家庭的な環境で暮らせるよう地域小規模児童養護施設への移行を進め，4カ所開設している。適当な物件（おおむね7LDK）を探すことも難しいが，何よりスタッフの質が問われる。
- ・塾に通うなど学習支援の環境も整え，高校卒業後に進学する子どももいるが，学費等経済面は厳しい。将来的な自立を見据え，できるだけ「あたり前」の生活ができるよう配慮している。

（3）今後，実施したい取組・課題等

- ・子どもが施設で不適応をおこしトラブルになったときは，解決に時間がかかることもあり，子どもも職員も大変になる。しっかり子どもと向き合える職員とチームワークが必要である。
- ・里親支援も行っているが，思春期など難しい時期も乗り越えられるよう，研修等を通して，育て上げる「覚悟」を持った里親を増やしていきたい。
- ・「家庭生活体験事業（ふれあい里親）」の活用も必要である。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・高齢者施設も含め、多くの施設を運営しているが、地域の理解を得られてきたからこそやっ
こられたと感謝している。そのために施設を地域に開放したり、施設の活動を発信する努力を
続けている。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・実家の協力が無い家庭が増えており、子育てを手助けしてくれるサポーターを地域の中で確保
していく必要がある。
- ・地域全体で子育てを応援する意識を持ち、困ったら「助ける」「助けてほしい」と言える関係が
大切。
- ・子育てに完璧はなく、良い時も悪い時もあるが、悪い時こそ支える。支える側も「悪い親」「か
わいそうな子」という見方を改める必要がある。

(3) 地域の目指す将来像

- ・施設としては、家庭のモデルを失っている子どもに愛情を持って向き合える職員を確保する必
要がある。ペナルティでは子どもは育てられない。愛されて育った人が求められる。
- ・地域としては、困ったら相談できる場を関係機関が連携して作っていく必要がある。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・高校卒業まで施設にいる子は、その後も親の支援は得られない。進学できないケースでは、家
庭学習習慣が身につかず思うように成績が上がらない、また自己評価が低い
ため勉強を諦めてしまう面もある。自立するまで、一人一人を大事に支えるため、アフターケア事業は必要。経
済面だけではなく、存在が認められ肯定してもらえる精神的な支えも大切。
- ・今日さまざまな状況で一般家庭の子育ての力が弱まっており、市町村や民間も含め地域全体で
子育て支援をしていく必要がある。社会全体が子育てに真摯に向き合い、次世代育成の観点か
ら関心を持ち、SOSを出しやすい、応援しやすい社会をつくっていかなければならない。
- ・子どもが「家庭に帰りたい」と希望する場合、それを実現するための地域支援の体制を整備す
ることがケースワークであり、家庭養育優先を地域でも分かってほしい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：社会福祉法人宮城県福祉事業協会（母子生活支援施設 さくらハイツ）

実施日：令和2年11月10日

概要

1 子どもたちの現状について

（1）支援している子どもや家庭の現状

- ・親族や友人など身近な人とのつながりがない人、「助けて」と誰にも言えないまま一人で抱え込んで、状況が悪化してしまった人が多い。「自分さえ我慢すれば」と黙って耐え、助けを求められない。
- ・自己肯定感が低いところは、母親も子どもも同じ。施設を出てからの生活を見据え、入所中に、「言葉で伝える」「相談する」ことを練習している。

（2）東日本大震災の影響

- ・現時点の関わりでは特にない。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響

- ・施設内での行事が中止になり、「楽しみにしていたのに残念」との声が多かった。季節の行事など経験したことがない母子が多いことを改めて感じた。
- ・元々精神的に不安定だったり精神疾患を抱えている母親の精神状態が悪化したケースもある。一人で子育てするプレッシャーが強い中で、「自分が感染したら・・・」という不安を一層強く感じてしまったようだ。気分転換したり、リラックスできる機会を作るよう配慮した。
- ・小学校が臨時休校になった際には、学習室を開放して子どもたちが安心して過ごせるようにした。
- ・感染予防の取組は現在も続いている。

2 取り組んでいる支援について

（1）支援の内容

- ・施設に入所している母子家庭への支援では、心理士や個別支援職員を配置し、個別の対応を行っている。母親自身も若年であったり、精神面で不調があったり、様々な生きづらさを抱えており、日々の家事や子育てを手助けしながら、母子の状況に目配りしている。「自分のための時間を持つ」「自分の意見が尊重される」といった経験をしていないことから、そうした体験も大切にしている。

（2）工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・退所後を視野に、学校・病院・福祉事務所など関係機関との情報共有や連携に取り組んでいる。その際には、本人も一緒に参加し、確認しながら支援を決めるようにしている。
- ・退所後も相談できる関係を作っており、SNSも活用している。退所後に、食材等を届けながら様子を伺う取組もしている。
- ・母子生活支援施設を正しく知ってもらうため、DVDを作成して各福祉事務所へ出張説明会を実施している。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・退所後の支援をもっと充実させていきたい。そのための体制の整備が課題。
- ・施設を退所してすぐに母子のみの生活というのはハードルが高いことから、見守りや居住者同士の支え合いが可能な「ステップハウス」があるといい。
- ・公営住宅入居の抽選がなかなか当たらない状況で、住宅の確保は課題。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・入所者の安全面への配慮があり、施設をオープンにできないが、地域の関係機関との情報共有や連携に取り組んでおり、良い関係ができています。
- ・子ども食堂など、地域の活動に入所者が参加することもあり、退所後も継続できる関わりが地域にできることはありがたい。
- ・行政・民間問わず、多くの支援者とつながれることが大切だと考えている。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・各保健福祉事務所の担当者の理解や支援のスタンスにバラツキがある。施設側からも出向いて説明するなどしている。

(3) 地域の目指す将来像

- ・ひとり親家庭が必要な支援を受けながら自立に向けて生活できる環境が整備されている地域。「ステップハウス」があると望ましい。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・住まいの確保と保育所入所について配慮してもらえると良い。親の自立のためにも、子どもの成育環境の面でも重要な点だと思う。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：一般社団法人フードバンクいしのまき

実施日：令和2年11月6日

概要

1 子どもたちの現状について

(1) 支援している子どもや家庭の現状

- ・団体の方針として基本的には生活困窮世帯に直接支援はせず、その後の生活支援につながるよう、相談窓口を通して物資をお渡しすることになっている。ただ、このコロナ禍の状況から、「出張フードパントリー」を登米・気仙沼など各地で実施した。その際のアンケートでは、仕事が減ったり、解雇されたという厳しい家庭の状況を聞いている。支援物資を渡したときに涙ながらに苦しい状況を話し出す方もいた。

(2) 東日本大震災の影響

- ・震災から10年が経つので、現在の状況が震災以前からあったものなのか、震災の影響なのかははっきりとは分からない。親族を震災で失くしたため、子どもを預かってもらえるところがないという子育て家庭の声を聞く。また、震災後に新しく開発された宅地では、被災家庭とそれ以外の家庭が混在している。
- ・災害公営住宅では、孤立を防ぐための見守り支援を行っており、飲み物など訪問の際に渡す物品を支援している。そうした支援の仕組みや経験が地域に残っているのは財産だと感じている。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・学校の臨時休業で、ゲームやSNSなどで子どもの生活も乱れた。
- ・県北部を対象に、特に生活が厳しいひとり親家庭に対しては、生活困窮者自立支援の窓口と連携し、食料を配布するだけでなく、再就職の支援を行っている。
- ・9月の支援要請が前年度比で3倍近い90件、10月は100件を超える状況。ライフラインを止められているとか、車中泊をしているという深刻なケースもある。子どもがいる場合は最優先で支援している。

2 取り組んでいる支援について

(1) 支援の内容

- ・寄附された食品を、生活相談機関を通して、支援を必要とする方に届けている。支援要請が増えており、フードバンクへ寄附された食品は、入ればすぐに出る状況。米・乾麺・缶詰・調味料など、在庫を見ながら詰め合わせて送っている。
- ・コロナ禍を踏まえた緊急的な対応として「出張フードパントリー」も実施している。
- ・新たに県内のフードバンクの連携にも取り組んでいる。

(2) 工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・食料を配って終わりではなく、それをきっかけに相談支援につながれるよう、物資の受取先を相談窓口にするなど、工夫をしている。
- ・職員は生活相談の経験もあることから、相談対応でも自立につなげることを意識している。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・フードバンクの食料品を活用した自炊塾。自炊することは家計の改善にも、自信にもつながる。
- ・コロナ禍で始めた「出張フードパントリー」の支援も継続したい。支援した家庭からの感謝の声も励みになっている。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・現在の活動は町内会の協力が大きい。地域に必要な資源として理解してもらっている。
- ・震災後の支援の経験があり、困っているときに助けてもらうことに慣れている。内陸部ではまだまだ「困っている」と言えない方々も多いと感じている。
- ・東松島高校で始まった校内カフェに物品の支援をしているが、地域と学校の連携がうまくいった例だと感じている。そうした取り組みが増えるといい。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・県内の地域差が大きい。子ども食堂も、ほとんどない地域もある。本来であれば、地域のものとして、地域の資源で回していけるようになるべき。

(3) 地域の目指す将来像

- ・各フードバンクの取組はそれぞれだが、目的とゴールを共有できればいいと思う。
- ・子どもたちについても、地域の皆で見守るよう、地域を巻き込んでいけるとよい。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・補助金や助成金など税金をどう活かすか、現場の声を踏まえたモデル事業の実施などをバックアップしてほしい。
- ・子どもの貧困は、子どものみ問題ではなく世帯の問題であり、親への支援が子どもへの支援につながる。生活困窮者自立支援制度との連携など、福祉の視点を持って対応する必要がある。
- ・経済的な問題だけでなく、親族等の支援がないなど社会的孤立も抱えており、気軽に相談できる場、困ったときに頼れる場が地域にあると良い。
- ・子ども食堂は直接子どもとつながれるメリットがあることから、一過性のイベントにせず、見逃されがちな問題に気付き、支援につなげられる場になってほしい。食を通じたコミュニティの交流の場として地域に根付いてほしい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：一般社団法人パーソナルサポートセンター

(宮城県南部自立相談支援センター・宮城県北部自立相談支援センター)

実施日：令和2年11月17日

概要

1 子どもたちの現状について

(1) 支援している子どもや家庭の現状

- ・生活困窮者の相談をワンストップで受けている支援現場としては、直接子どもに係る相談に対応するというより、経済的困窮が子どもの日常生活に影響を与えているケースや、家族・家庭の問題にその家の子どもが深く関わっているケースが主となる。
- ・複数の課題を抱える家庭が多く、多くの関係機関と連携しながら対応している。

(2) 東日本大震災の影響

- ・発災からまもなく10年の今、具体的に「震災の影響で」という相談は格段に減少している。
- ・子どもの頃に震災を体験し、今は社会人となった人たちの悩みや課題は、復興が進むにつれて見えにくくなり、結果としてその「困り感」やストレスがその家庭や子どもたちに何らかの影響を与えることが考えられる。
- ・避難生活から仮設住宅入居を経て新たな居所への転居を強いられ、その都度新たなコミュニティでの生活を余儀なくされた子どもたちが、環境や人間関係の不安定さによる不安やストレスを抱え込んだまま悩んでいるといったことが考えられる。
- ・特に震災前の生活から状況が一変し、大切な人と離別・死別してしまったようなケースについては、周囲が平穏な日常に変化すればするほど自分の苦しさを相談しにくくなることが懸念される。
- ・こうした問題の解決・改善には、個々の当事者に寄り添いながら、その家族丸ごと寄り添う個別の支援プランが必要だと考えている。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・住居確保給付金支給申請受付や社会福祉協議会の総合支援資金特例貸付(延長貸付)に係る相談対応等、新型コロナウイルス感染拡大に伴い制度活用に関係したサポートが、今年度に入って数倍に増加している。
- ・今年度に入り、ひとり親世帯に限らず新型コロナウイルス禍の影響による世帯収入の減収と生活費不足の相談が多数寄せられている。
- ・特に子どものいる家庭では、学校が休校になったことで食費が増え、減収に加えて出費がかさんで家計の遣り繰りが難しくなっているといった相談が一時期増えた。また、ひとり親世帯では、コロナ禍による収入減で養育費の支払いが滞り、家計が圧迫されるといったケースもある。
- ・新型コロナの終息が見えない状況が続けば、解雇・廃業・転職困難といった生計を支える術を失う家庭が増加し、子どもを含め貧困に陥る世帯が増加すると懸念している。

2 取り組んでいる支援について

(1) 支援の内容

- ・平成26年度より、宮城県から委託を受けて宮城県内の町村を対象として生活困窮者自立支援事業を実施し、生活全般の困りごとについてワンストップで相談に応じると共に、個々の職歴・経験・資格・希望に合わせた総合的な就労サポートを行っている。
- ・今年度から北部圏域でひきこもりの居場所支援事業を開始。思うように社会参加や就労自立できず

悩んでいるひきこもりの方を対象に、安心できる場所の提供と本人の興味関心に寄り添った活動の提案や実施ができる場所として、利用者の発見とアプローチ、情報発信等を始めている。

(2) 工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・担当圏域が広域であるため、アウトリーチを心掛けるとともに、受付時間内では相談が難しいケースには時間外や土日に対応するなど、相談者との接点が切れまいようできる限り調整している。
- ・学習支援を行うNPOと連携し、事務所内のブースを地域の子どもたちの学習の場として提供するなど、協力して支援できる体制をとっている。
- ・「ひきこもり親の会」に相談を受ける側として参加し、ひきこもりで悩む家族との接点を持てるよう努めている。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・相談が複雑化・深刻化する傾向にあり、特に地域資源や住民活動が脆弱な地域では、日常の生活に埋もれて課題を抱えた人の声が届きにくいと感じている。一日でも早く相談窓口につながるよう、支援を届ける姿勢でアウトリーチに力をいれて事業周知に一層努めるとともに、地域のネットワークを拡充し、支援の網の目を細かくしていく必要があると考えている。
- ・子どもをとりまく深刻な課題に速やかに対応するため、今後は駐在所や派出所といった地元の警察窓口や、警察署の生活安全課等との関わりを深めていく必要がある。また、暴迫センターとの連携や、一時保護した後の居所の支援といった部分でも、警察と協力し、子どもの身の安全と安心した生活の再建に向けた活動を進めていきたい。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・ある町では、町役場と町社会福祉協議会が各々中心となって地域包括連絡会を構築し、こどもの見守りや子育て支援なども含め、住民参加型の地域づくりを重層的に行っている。そのため、困難事例についても関係機関同士の情報共有と役割分担が円滑に進んでいる。こうした取り組みは、人口減少が進む地域には特に必要だと感じている。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・町村ごとに行政や地域資源とのつながりの深さに差があるのが今の課題であり今後の改善点である。そのため、地域の実情を見ながら、さまざまな提案をするといった活動を通して、支援の地域差をなくす工夫をしていかなければならないと思っている。

(3) 地域の目指す将来像

- ・どの地域で暮らす子どもたちも安心して生活できるよう、家族の課題やこどもの悩みをキャッチした窓口・支援機関・団体その他が、行政・医療・教育・労働・生活支援を担う専門機関と速やかに情報共有や役割分担できる場づくりが求められる。

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・コロナの影響が長引く中、困窮者への金銭的支援である住居確保給付金や社会福祉協議会の総合支援資金特例貸付の活用期限が終了した場合、その時点で経済的自立のめどが立てられなかった相談者は、生活保護の活用を検討せざるを得ない状況になる。この点を踏まえ、制度活用延長について国へ提言するとともに、自治体独自の救済策の検討を進めてほしい。
- ・子どもを含めた困窮世帯に対し現状に即した支援を速やかに届けるため、事業予算の拡充や制度の見直し等を国に対し継続して要望してほしい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：一般社団法人気仙沼あそびーばーの会

実施日：令和2年11月19日

概要

1 子どもたちの現状について

(1) 支援している子どもや家庭の現状

- ・支援している家庭で共通することは、親が何らかの問題を抱えており、余裕がない。余裕がなくなると精神状態が不安定になりやすく、それが子どもにも伝わってしまい、子どもにも悪影響を与えてしまう。

(2) 東日本大震災の影響

- ・影響は強く残っていると感じる。ギャンブルやアルコールに依存する親も居る。
- ・親も震災を機に職を失ってしまったが、再就職がなかなか出来ず、出来ても非正規雇用などの賃金の安い職が多い。
- ・今はほぼなくなったが、震災後は校庭などの広い敷地があれば仮設住宅の建設場所にされ、子どもが遊ぶ場所がなかった。そのため、子どもの体力の低下や遊ぶ体験が乏しいことによる発育への影響等があった。
- ・具体的な数字があるわけではないが、ひとり親家庭（母子家庭）が増えたように感じる。
- ・両親が居ても生活のために忙しく、子どもに構う時間がとれない。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・コロナの影響により仕事が途絶えた家庭がある。
- ・臨時休校で家に居る時間が長かったためか、けがをする子どもが増えており、体力が低下しているのではと感じる。また、親離れ子離れが進んでいないように思う。
- ・いろいろな面で余裕がなくなっているので、親子ともに心が不安定になりがち。

2 取り組んでいる支援について

(1) 支援の内容

- ・週5日、子どもの居場所・遊び場として「気仙沼あそびーばー」を開園。学校の授業でも活用されている。
- ・貧困と謳わない子ども食堂「ほしぞら食堂」の開催。9月及び10月に開催したが、参加者は40人程度、うち子どもは20人程度。
- ・弁当やフードバンク食品の配食活動。子どもがいる世帯に限定するのではなく、生活が困窮していると思われる世帯があれば配っている。

(2) 工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・「貧困」と謳わない、対象者が周りにわからないように気遣って支援することを工夫している。
- ・学校や地域のコミュニティとはうまくつながることができており、学校を通しての広報誌の配布や、情報の交換等、様々な面で連携できている。関係団体との連携によって緊急のサポートが可能なことや、本当に支援が必要な家庭とつながることができるのは当会の強み。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・今の活動は継続しつつ、現在の遊び場を拡張し、乳幼児親子の居場所づくりを進めたい。気仙沼には他に遊べるところがあまりない。
- ・課題としては、資金面の継続した基盤づくり。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・気仙沼という地域柄なのか、周囲の人間との距離が近く、様々な面でつながりが深いのは強みであり、使わなくなった物の融通や商品の売上げの一部を寄附してもらえるなど、活動への理解と支援がある。
- ・特に、大谷地区は振興会同士のつながり、幼稚園・小学校・中学校・公民館のつながりが強い。
- ・震災をきっかけにNPOが多く参入し、行政の手が届かない部分を支えている。
- ・人の痛みを我が身のことのように感じる人がいる。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・周囲の人間との距離が近いというのは強みだが、一方で弱みにもなる。地域の目を気にして貧困を悟られるようなことは隠す傾向があるし、自分から助けを求めるようなことはしないので、なかなか問題を把握できないケースがある。
- ・就職先が少なく、就職できたとしても得られる所得が低い。所得が高い家庭も一定数いるが、中間層が薄く二極化し格差が拡大している。
- ・関係機関と情報共有はしており、連携できる団体を広げたいとは思っているが、個人情報はどうしても壁となり難しい。
- ・暮らしと就職に関わる車の重要性。車の有無で選択肢の幅が全く違ってくる。
- ・外国にルーツがある家庭も多く、日本語の読み書きが不自由なことがあり、就職等で不利。
- ・発達障害への理解不足。

(3) 地域の目指す将来像

ヒト：家族や先生以外に関わる人が多様化し、地域の子として子どもを育てていける地域

コト：今ある自然や伝統の技術を次世代に引き継ぎ、子どもが多様な体験や挑戦をできる地域

バシヨ：子どもが遊べる自然の遊び場があり、自由で自分らしくいられる安心できる地域

※「気仙沼に住まう母親とのワークショップ」で出た意見を集約したもの

4 県（地方公共団体）への意見・提言

- ・子どもの居場所を作るNPO活動の継続支援
- ・児童館等の公営の施設で、子どもを見守るというよりは監理するような姿勢のスタッフが多いという声が聞こえてきている。そのような姿勢を改めるための「子どもの権利」研修の実施。
- ・自治体が交付する補助金は使途が限定されていることが多く、補助金を貰った後に、補助申請した以外の有益な事業を実施したいと思っても、資金面の問題から実現できないことがある。支援団体の活動趣旨に沿うような事業であれば、流動的な活用を認めるなどの、支援団体側にある程度の裁量が認められている助成金があるとありがたい。

宮城県子どもの貧困対策計画の改訂にあたっての関係団体ヒアリング調査

団体名：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

実施日：令和2年11月10日（WEB会議）

概要

1 子どもたちの現状について

（1）支援している子どもや家庭の現状

- ・セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが被災地で実施している「子ども給付金」利用家庭のアンケート結果から、ひとり親家庭の経済的困難が際立つと同時に、ふたり親家庭であったり公的支援を利用中であっても各種支出を十分にまかなえない現状が窺われる。
- ・就学援助制度を利用している家庭でも、既存の就学援助の費目・金額・支給時期では子どもの学校教育費を支払いきれない状況が継続している。

（2）東日本大震災の影響

- ・2018年春に、「子ども給付金」を利用された家庭のアンケート調査（回答期間：2018年1月23日～5月20日）では、震災前と過去1年間の生活状況についても尋ねており、震災前と比べて経済的環境が悪化している／改善していないことが明らかとなっている。

（3）新型コロナウイルス感染症の影響

- ・2020年春の新入学で「子ども給付金」を利用した家庭のアンケートでは、コロナ禍による収入の減少や休校措置で出費が増えたとの声があった。
- ・一斉休校を受けて2020年3月に全国の子どもたち（小学生～18歳くらいまで）を対象に実施した緊急子どもアンケート（回答者計1,422名）では、「バイトができず学費や定期代が支払えない」といった経済的な不安の訴えや「家族がずっといることがストレス。家にいたくない」といった声があった。

2 取り組んでいる支援について

（1）支援の内容

- ・2016年より、石巻市在住の子どもたちを対象に新入学・高校生活にかかる費用を補助する給付金事業（子ども給付金）を実施。（2020年実施の「新入学サポート2020」は、申請期間1月27日～3月18日、給付内容は新小学1年生1万5,000円、中学生4万円、高校生5万円。）
- ・2017年から2019年は、子どもたちや保護者のエンパワメントにつながるよう、子どもの体験活動（ものづくりやお出かけイベント、スポーツ大会など）や保護者向けの講座・おしゃべり会（子どもの教育費にかかる勉強会やひとり親同士の交流会など）を開催。
- ・子ども給付金のアンケート結果や家庭から寄せられる声に基づき、自治体・県行政や国に対する提言を継続して実施。
- ・2019年には宮城県との共催により行政職員を対象とした子どもの貧困問題の研修会を実施。

（2）工夫している点・うまくいっている点・成果等

- ・子ども給付金においては、地域の学校や行政（保護課、子育て支援課、教育委員会など）、NPO等に周知協力を求め、必要な方に情報が届くよう努めてきている。
- ・子どもたち・保護者のエンパワメント活動においては、地域団体や自治体との連携を図り（地元NPOや宮城県母子福祉連合会との共催など）、類似の活動が地域内で継続されることを目指している。

(3) 今後、実施したい取組・課題等

- ・子どもの貧困問題解決の一環として、子どもの教育費にかかる家計負担の軽減に取り組んできた。実際に就学援助制度の金額が引き上げられるなどの対応が取られてきているが、援助額と実際の支出額の差は未だ解消されていない。この課題について、更なる発信・働きかけをおこなっていききたい。その一環として、宮城県と連携して勉強会・シンポジウムを開催するなど、課題認識や事例を広める機会も作っていききたい。

3 地域の現状と将来像について

(1) 地域の強み・伸ばしていくべき点

- ・宮城県内では7市町(仙台市含)が、子どもの貧困対策に関する計画を策定している。(令和2年6月現在、内閣府調べ) 県内自治体でも、子どもの貧困対策に取り組もうという姿勢は見られている。
- ・改正された子どもの貧困対策推進法では、児童の権利に関する条約の精神に則り、貧困対策を推進することが明記されたが、宮城県では石巻市が「子どもの権利条例」を制定している。子どもの貧困対策に当たっては、生存・発達・保護・参加など子どもの権利をいかに保障するかが肝心と考えられるため、子どもの権利条例を制定している自治体があることは重要。

(2) 取組が弱い点・今後の課題等

- ・残念ながら、子どもの貧困対策に関する計画を策定している自治体数は、他東北の県と比較すると少ない印象がある。他の自治体を見ると、第2期子ども・子育て支援計画に盛り込んだところも多いようだが、今回宮城県内でそれほど増加しなかったことの要因を検証する必要がある。(参考：青森県14自治体、岩手県17自治体、秋田県19自治体、福島県20自治体)
- ・計画の中では既存の施策が列挙されている印象が強く、子どもの貧困対策として考えられる新規の事業を自治体独自に考案しても良いのではないかと思われる。(例：全国的には新型コロナ対応として臨時的給付金や食料配布等を行った自治体あり。また、厚労省ひとり親家庭等日常生活支援事業や、生活向上事業など補助金の活用も検討できるのではないか。)

(3) 地域の目指す将来像

- ・これまで東日本大震災復興支援事業等での関わりから、宮城県内ではまちづくりなどに積極的に子どもの声を取り入れようとしている自治体が多くみられる印象がある。子どもの貧困対策においても、子どもたち自身がどのような対策を望んでいるのか、ぜひ子どもの意見表明の機会を保障しながら子どもの貧困対策に取り組んでほしい。

4 県(地方公共団体)への意見・提言

- ・2019年の子どもの貧困対策推進法の改正と大綱見直しを受けて改訂する次期計画では、県内の実態をよりよく把握し効果的な施策につなげるため、子どもの意見表明の機会を保障する旨を盛り込んでほしい。
- ・これから子どもの貧困関連計画を策定・見直す県内自治体への技術的サポートを行ってほしい。
- ・新型コロナウイルスの広範・継続的な影響を鑑み、家計急変世帯を含む子ども家庭への追加的経済支援策を検討してほしい。県独自の施策を検討するとともに、知事会等を通して国に追加的支援を求めること、その両方が必要と考える。

計画の策定に当たり実施した
当事者ヒアリング概要

当事者へのヒアリングについて

令和元年6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が考慮される旨が明記されました。また、参議院の附帯決議においては、都道府県計画の策定に当たっても当事者や関係者の意見を反映させるよう努めることとされています。

そのため、今回の計画改訂にあたり、保護者や子どもたちにもヒアリングを行いました。

【参考】令和元年6月11日 参議院内閣委員会附帯決議（抄）

二 大綱案の作成及び変更の際には、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた趣旨を踏まえ、都道府県計画、市町村計画の策定に当たってもこれらの者の意見ができるだけ反映されるよう努めること。

概要

方 法：支援を行っている団体に紹介を依頼し、協力していただける方に個別（母子の場合は一緒に）にヒアリングを実施。希望があれば、施設や支援団体の職員も同席。時間は1時間程度。

場 所：施設や支援場所へ訪問

時 期：令和2年11月～令和3年1月

協力者：母子生活支援施設入所者 母・子（中学生） 社会的養護出身者（20代：男性）

児童養護施設入所者（高校生：女子3名 男子1名） 計7名

参考：ヒアリング説明資料

「宮城県子どもの貧困対策計画」 あなたの声を聴かせてください

およそ7人に1人の子どもが、中間的所得の半分以下の厳しい環境で生活していると言われています。宮城県では、生まれ育った環境に左右されず、子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長していくことができる社会を実現するために、どんな取組が必要か、いろいろな人から話を聴いています。あなたが、これまでの生活の中で経験してきたことや普段の暮らしの中で思っていることを教えてください。

※個人が特定されるような情報は公表しません。また、話したくないことは、話さなくて大丈夫です。話すことに疲れたり、やめたいと思ったら、いつでも中断できます。



大変だったこと・困っていることはどんなこと？

役に立たなかった手助け・改善が必要な制度ってある？

自分の意見が大切にされてると感じられている？



これまでの生活でがんばってきたこと・大事にしてきたことは？

助けになったこと・役に立っていることはどんなこと？

困ったときに相談できる相手ってどんな人？



こうなったらいいなと思うこと・将来の夢や希望は？

あったらいいと思う手助けや制度ってどんなこと？

より良い宮城県にするために、言いたいことは？

ヒアリングの概要

- ：母子生活支援施設（母） □：母子生活支援施設（中学生） ♡：社会的養護出身（20代：男性）
◇：児童養護施設（高校生：女子） ♡：児童養護施設（高校生：男子）
♡：児童養護施設（高校生：女子） ☆：児童養護施設（高校生：女子）

Q：これまで頑張ってきたことを教えて。頑張れたのは何があったから？

- ：中学校に入ってから部活を一生懸命頑張っている。前は好きなスポーツがなかったけれど、友達に誘ってもらった。顧問の先生も励ましてくれる。
- ：以前は余裕がなくて子どもにスポーツをさせられなかった。車での送迎はできないが、事情を話し周囲の協力をもらっている。ちょっとしたことも施設の職員に相談できるから助かっている。子どもが多いので、小さいときは大変だったし、大きくなったら楽になるかと思えば、その年齢に応じた大変さがある。1日1日が精いっぱい。
- ♡：仕事を頑張っている。高校卒業後、しばらく無職の期間があったが、住むところを用意してもらい、相談に乗ってもらったことで、就職できた。何かあったら頼れる場所があるから頑張れる。
- ◇：高校に入るために頑張って勉強した。塾にも行った。やる気を出せたのは、学校の担任のおかげもある。施設の生活では、合わない子がいて大変だったけど、今は「自分は自分」と割り切れるようになった。施設の担当の職員が話を聞いてくれたので、そう考えられるようになった。
- ♡：我慢すること。家にいるときは親に対して。施設の集団生活では、小さい子に対して。友達が「なんかあれば俺んち来いよ」と言ってくれたことが支えになった。今は施設の職員が話を聞いてくれる。
- ♡：部活を頑張っている。合わない部員がいて辛いこともあるが、施設にも応援してもらっているのだから、期待に応えたい気持ちがある。高校卒業後、一人暮らしをすることを想定して、買い物や料理など手伝いをしている。
- ☆：学校での勉強を頑張ってきた。学校にきちんと通い、生活のリズムを崩さないように気をつけている。生活面でも、集団の中で、皆を大切に、平等に接するよう意識してきた。施設の中でいろいろな人を見てきて、自分でそうした方がいいと思った。

Q：助けになったこと・役に立っていることはどんなこと？

- ：はじめは誰にも相談できなかったけれど、子どもの発育の相談をきっかけに、市役所のDV相談窓口につながり、今の施設で暮らせるようになった。人とのつながりが大事だと思う。
- ♡：おばあちゃんが心配してくれて、（支援団体に）相談してくれたおかげで今がある。何かあったら頼れる場、話を聞いてくれる場があることは心強い。
- ◇：部活の先生がサボっていたときに引っ張ってくれたり、保健室の先生が話を聞いてくれたり、施設の職員が直した方がいいところを言ってくれたりした。1度言うだけではなく、継続して関わりを持ってくれた。
- ♡：施設の職員が自分のことを気にかけてくれた。以前は問題を起こしたこともあったけれど、話を聞いてもらったおかげで今は成長できた。
- ♡：施設の職員に相談できていること。これまでの積み重ねで信頼できている。帰りが遅いけれど、1

対1で話を聴いてくれる時間を作ってくれる。

☆：高校受験のときに学習塾に通ったり模試を受けたりして勉強できたこと。どこがいいのか職員と一緒に探してくれたことも助かった。

集団生活で人の関わりが多かったので、コミュニケーション能力は鍛えられた。

Q：大変だったこと・困っていることはどんなこと？

○：施設に来る前、親族には頼れず、誰にも分かってもらえず、一人で悩んでいたときは辛かった。

□：転校したばかりのときは、学校で友達を作るのが大変だった。

◇：高校卒業後、仕事を辞めて住むところがなくなったこと。

17歳までは大人に従うしかなかったのに、18歳からいきなり自立しろと言われるのは厳しい。

◇：合わない人がいて人間関係に悩んだのと、勉強と部活を両立するのが大変だった。

◇：親からは何でも「お前が悪い」と言われ続けて、自分が全て悪いと思い込んでいた。

♡：中学までは施設のことを分かっている先生ばかりだったけれど、高校に入ってから施設のことを分かっている先生が多く、事情を説明しなければならなかった。

高校になったら、スマホを持っていないのが自分一人だけで、連絡手段などに困った。

人に慣れるのに時間がかかり、環境の変化に弱いので、せっかく慣れた部屋や職員が変わってしまうことは、仕方ないとは分かっているが大変だった。

☆：普通の家庭と生活が違うところ。特にスマホが持てないことは、事情が分からない人もいるし、緊急の連絡や何か調べるときにも不便で、学校生活の中で大変だった。門限などの規則も高校生にとっては厳しいものもある。

Q：役に立たなかった手助け・改善が必要な制度ってある？

○：いろいろな支援制度や相談先があったのに、当時はその情報が分からなかった。保育所に相談のパンフレットやチラシが置いてあったことにも後から気付いた。

◇：18歳を過ぎても、仕事に慣れて自立できるまで施設や里親のところにいられるといい。寮のある仕事を探すしかない選択肢が少なくて合わない仕事に就くしかなくなる。仕事を辞めると住むところも一緒になくなる。アパートを借りるのも保証人がいなくて難しい。

もともと人を信じられないため、1回会っただけの人に相談することは難しい。SOSの出し方が分からない。

自分が親から暴力を受けていた時、大変な状況にあったことは見れば分かったはずなのに、助けてくれなかった。今でも信用できない。

◇：助けを求めて家庭のことや暴力を受けていることを話したのに、(保護するなどの)対応をしなかった。

♡：一時保護されたとき、自分はおじいちゃん・おばあちゃんと一緒に暮らしたかったのですが、突然だった。今は違うと分かるけど、当時は「私のせいで(バラバラに暮らすことになった)」と考えてしまった。結論の前に、(そう決定された)経過も教えてくれたら、そう思わずにすんだかもしれない。

Q：困ったときに相談できる相手ってどんな人？

○：信頼できる人がいることが大事。相談できると楽になる。

◇：支援団体の職員。職場の上司。

◇：施設の職員。

♣：友人。

♡：施設の職員には施設を出てからも相談できると思う。

☆：施設の職員。これまでの前例や経験を踏まえて助言してもらえる。あとは、学校の友達や家族。

Q：自分の意見が大切にされていると感じられている？どうなれば意見を言いやすい？

□：大人から子どもの意見を聞いて欲しい。意見を言うきっかけや話し合いの場があると使いやすい。

♣：自分からは言いづらいけれど、「どうしたの？」と聞いてくれれば使いやすい。

♣：施設では「人権アンケート」があるし、以前、自分たちの要望でW i - F i を取り入れて欲しいと言ったら叶ったので、意見を聞いてもらえていると思う。

♡：施設の中では意見を尊重してもらっていると思う。信頼されていると感じている。

☆：変えてほしいと思うことを言う機会があり、実際に変わらなくても、「(意見を) 聴いてもらえている」「考えてもらっている」という実感はある。

Q：こうなったらいいなと思うこと・将来の夢や希望は？

○：金銭的な理由から一度は夢をあきらめたが、ここにきて介護の仕事をするという夢を叶えることができた。だから子どもたちにも「やればできる」と伝えたい。

□：将来は料理人になりたい。学校で調理実習をした時、すごく楽しかった。今も料理の手伝いをして
いる。

♣：自立したい。そのために仕事を続けてお金を貯めたい。
有名人になりたい。

♣：高校卒業後は自衛隊に行きたい。体力に自信があるし、住むところも用意されるし、資格も取れる。
その後の就職もしやすいと聞いている。

◇：高校卒業後は専門学校に進学し、一人暮らしをしたい。

♡：大学に進学して保育士の資格を取り、児童養護施設の職員として働きたい。お世話になっている職
員の姿を見てそう思った。自分のこれまでの経験を踏まえて分かってあげられることがあると思う。

☆：進路が決まったので、今後いろいろな経験を積んでいきたい。進路は、高校で社会人の講話を聞いて
考えた。

Q：あったらいいなと思う手助けや制度ってどんなこと？

○：いずれ今の施設を巣立たないといけないと分かっているけれど、一人で多くの子どもを抱えて暮ら
すことに不安がある。完全に自立して地域で暮らす前に、生活の練習ができるようなワンクッショ
ンがあると安心。

多子を抱えた母子家庭がお互い助けあえるような場があれば、自分も手伝いたい。同じような経験
をしたからこそ分かることがあると思う。

子どもが将来の夢を持つためには、いろいろな体験が必要。以前は体験をさせてあげられる余裕が
なかったけれど、施設の行事でいろいろ体験をさせてもらった。

♣：自分のような育ちの人間は人から認められる経験が少ない。自分を売り込める、認めてもらえるよ
うな場があるとよい。

◇：進学などの手続きで書類を作る必要があるとき、それを手伝ってくれる制度があるといい。

♣：身近に信頼できる大人がいると相談しやすいと思う。

♡：返還が必要ない給付型の奨学金。

☆：資格を取ったり進学するときの給付金や奨学金はたくさんあるけれど、使えるものを自分で調べるのは大変なので、情報が集約されていて、分からないことを教えてもらえる相談窓口があったら良い。大丈夫なところか？といった情報も教えてもらいたい。

Q：より良い宮城県にするために、言いたいことは？

□：7人に1人と言われている子どもの貧困がもっと改善されるといい。

♣：新型コロナウイルスの関係で独自に生活困窮世帯に給付金を出している自治体もある。そのような経済的に困っている人への給付金を出してほしい。

♣：家庭で「お前が悪い」と言われ続けた子どもは、怖くて自分からは相談できない。安心して相談できるような環境をつくってほしい。虐待に気付いたり相談があったときにはちゃんと対応してほしい。

♡：人との関わりが大切だと思うので、「子ども食堂」のような取組がもっと前面に出るといいと思う。自分も将来ボランティアで関わりたい。

まとめ

◇ 普段から丁寧に話を聞いてもらえていることで、施設や支援団体の職員と信頼関係を築けている。

◇ 困ったときには身近な信頼できる人に相談する。

◇ 困っている様子に気付いて「どうしたの？」と聞いてくれると相談しやすい。

◇ 自立に当たっては、段階的に経験を積んでいくことやアフターケアが大切。

◇ 相談しても期待する対応をしてもらえなかったと感じている機関に対しては、不信感が強く残る。

◇ 制度に気付けない、分からないこともある。伝える、手伝う存在が必要。

宮城県子どもの貧困対策計画
(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

宮城県保健福祉部子育て社会推進室

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL 022-211-2528

FAX 022-211-2591

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/>



R70 古紙配合率70%再生紙を
使用しています。



この印刷物は400部作成し、
1部あたりの単価は503円です。